

第11日目(6月19日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお廣井代表監査委員より六日町地区民生児童委員会において事例発表のため午後欠席、それからゆきぐに大和病院事務長より公務のため午後欠席の届が出ております。これを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成21年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める請願。及び日程第2、平成21年陳情第2号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情の以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長、南雲淳一郎君の審査報告を求めます。

南雲総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会では平成21年6月15日に付託されました事件について審査をしました。その結果を次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

平成21年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める請願であります。これにつきましては紹介議員であります佐藤議員がおられましたので説明をいただきました。若干の質疑があったところではありますが、討論なし、採決の結果全会一致で採択すべきものと決しました。

次、平成21年陳情第2号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情であります。各委員の意向をそれぞれ述べていただきました。その後、討論なし、採決の結果全会一致で採択すべきものと決しました。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め質疑を終わります。

議長 平成21年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める請願に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめと

する教育予算の充実を求める請願。本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成21年請願第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 平成21年陳情第2号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年陳情第2号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成21年陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、平成21年請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願、及び日程第4、平成21年陳情第1号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情の以上2件を一括議題といたします。産業建設委員長、樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは平成21年6月9日に産業建設委員会に付託されました事件の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願であります。これにつきましては不採択とすべきものと決しました。ちょっと審査の内容でございますけれども、紹介議員であります笛木議員の方からこの請願内容について説明をいただき、その後笛木議員に対しまして質疑ということでしたが質疑はありませんでした。その後笛木紹介議員には退室をいただき審査をいたしました。それぞれの会派からご意見を伺い、その後採決ということでしたが賛成少数といったことでこの請願については不採択となっております。

続いて陳情第1号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情であります。これにつきましても不採択となっております。内容ですけれどもそれぞれちょっと意見があったわけですが、このことについて賛成反対意見ありましたがそれぞれ討論ということを求めましたけれども討論はなく、挙手による賛否を問いましたところ賛成少数で不採択となっております。以上、報告です。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 今の委員長の報告の中でいろいろな賛成反対の意見があったということ

ですけれども、具体的にどういうものがあつたかちょっとお聞きをします。

樋口産業建設委員長 全国一律というところと、それから最低賃金を全国一律1,000円にするといったところについて反対であつたという意見と、賛成については特にここがこうで賛成であるという内容ではございませんでしたが、大体そういった意見であります。

議長 ほかにありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成21年請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

議長 賛成はないようですが反対の発言を許します。

笛木信治君 請願第4号の農地法の「改正」に反対する請願であります。原案賛成、委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきます。ご承知のように本案は17日に参議院を通過して成立したわけでありまして。成立したわけでありまして、法治国家の国民として法が成立すればそれに従うというのは当然のことですが、同時に反対する場合にはその立場をきちんと表明するというのもやはり健全な民主主義の発展のため大事であるという思いがありますので、討論をさせていただきます。

本改正案の主眼はいわゆる企業にこの優良農地を貸借する道を開こうというものでありまして、日本の企業、大企業を始め外資系の企業にまでこの道が開かれるということでありまして、農政とすれば大きな転換となると私は思うわけでありまして。しかもこの貸借期間を50年にしようということでありまして、今までの倍以上です。50年という時間は考えてみますとおぎゃあと生まれた赤ん坊が50歳になるわけですから、貸している農家の皆さんは自分の農地を貸しているという意識が段々希薄になってくるわけですね。そうしたところに今度は所有権の移転。農地を企業が登記移転所有することができるということまで持っていかうというのが、私は最終的なねらいではないかというふうにもう考えております。

実際それを具体的にではやる場合にどうかということで小作料の制限を撤廃するということが盛り込まれています。これも大変私は重要な問題だと思っております。市も農協もあげてこの認定農家・集落営農育成のために努力してきたわけでありまして、ここで小作料の制限が撤廃されて企業と優良農地を奪い合うということになれば、これは競争になりませんですね。金にものを言わせてやるわけですから、競争にならない。

しかも、政府はこの法を施行するに当たって企業に農地を貸し付ける農家に対して補助金を出そうという線を出しています。反当たり1万5,000円くらいを助成しようということですから、大変なことです。これは市や農協は本当に日夜座談会をしながら進めてきた集落営農や認定農家の育成の段階ではそういったことは全然ありませんでしたから。会社がそれを農地を集めようとするときにだけ農家に1万5,000円の補助金を出すというのは、本当に私はこの企業のための政治ということを、これほど顕著なやり方はないと思うのです。

こういうことから考えてみますとこの戦後私たちが農地を農民の手へということで農地解

放、農家が自分の農地、自分の手で耕すことができるということから奮い立って、戦後のあの食糧難を解決して、今は米余りというような状況まできているわけですが、そうした農家の努力をここで一気にこれを突き崩してしまおうという私は危険があると思うわけがあります。

では今、後農家はどうなるかと考えてみますと、これは企業が進出した農地に一般の農家の皆さんは臨時従業員として雇われる、期間労働者として雇われる、パートとして雇われるというかたちになるのではないかと思うのです。そうしますと戦前のあの思いも思い出されるわけですが、私はこうした我々が獲得してきた家族経営を育成しながら日本の食糧を守るという大前提をつき崩すこの農地改正。断固として反対であります。法が成立したといっても反対の意志を貫いて、これを引き続きやはり廃案にするためにがんばらなければならないというふうに固い決意をしているところであります。そうしたことから原案賛成、委員長報告反対の立場で討論に立たせていただきました。以上です。

議長 次に本案請願に反対者の発言を許します。ありませんか。  
討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願。本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数、よって平成21年請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成21年陳情第1号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情に対する討論を行います。まず本陳情に賛成者の発言を許します。ありませんか。

笛木信治君 最低賃金の引き上げと雇用の安定を求める陳情であります。この陳情の趣旨はご承知のように先の最低賃金改定ではほんのわずかな上昇にとどまったということが、やはり現下の情勢の中で労働者やワーキングプア時代の救済にはならなかったと。一層の引き上げを求めるとということが主眼であると思うわけであります。

加えてこの日本の最低賃金制度は全国一律ではありませんので、その地方、地方によってそれぞれ違うわけでありまして、このことから企業間における様々な競争上の支障もあるわけであります。こうしたことの解消をするためにも全国一律というようなことが望ましいのではないかという提起であります。

言うまでもなく最低賃金は生活保護基準を上回るべきであります。ところによってはこれを下回るところすらあるわけでありまして、こうしたことの是正をするためにも最低賃金の引き上げは急務であろうということで本陳情に賛成するものであります。以上です。

議長 次に本陳情に反対者の発言を許します。

笠原喜一郎君 賛成です。

議長 ちょっと待ってください。討論不適切事例というのがあるのですけれども、反対討論なしの反対評決というのは余りよろしくないと言われているのですが。もう一度言いますけれども、まず本陳情に反対者の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは本陳情に賛成者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は平成21年陳情第1号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

私は前回この最低賃金引き上げの請願ですか、陳情が出たときには正直なところ反対をしました。しかし、今回は私は逆の立場でここに立たせていただきます。それは一つはこの事案というのは、どこに視点を置いて考えるかによって非常に賛成・反対が違うということにあります。今この日本が未曾有の経済不況の中で、外需に依存をしてきたこの景気を、今こういう経済不況になっているわけです。それを立ち直すためには何としても内需を拡大しなければならない。そのことを今、政府をあげて取り組んでいるところであります。

そしてこの前NHKクローズアップ現代の中で放送されておりました。ここに書いてある200万円以下の貧困層の割合というのは、ここでは34パーセント等というふうになっておりますけれども、それはその取り方によって大きくぶれるのかなというふうに思っていますけれども、NHKの中では6,500万人の労働者の中で1,000万人が、というような言い方をしていました。この率は先ほど言ったような34パーセントには達していませんけれども、ただ、総数として非常に厳しい現実があるということだけは確かであります。

そしてこの全国平均の最低賃金をフルタイムで働いたとしても、大体12万円という金額であります。これは先ほどの討論の中でもありましたけれども、最低限の生活を保障するというその生活保護の金額を下回る金額であります。この中から固定費を引くと使えるお金は3万5,000円くらいというふうに放送をされておりました。1日当たり1千何百円です。

この金額が本当に適当なのか。そしてこれがただ単に景気とかということだけでなく、今の社会が果たして維持していかれるのか。それは年金であり、医療であり、そうしたことを考えたときに私はやはり最低賃金を引き上げるべきと思っていますところであります。この意見書の中にいろいろな文言がありますけれども、すべて賛成をできる部分ではありませんが、とにかくここにかがみの部分の最低賃金を引き上げて、そして中小企業対策の拡充を求めるというその部分を私は大事にして賛成討論とさせていただきます。より多くの賛成の皆さん方のご同意をお願いいたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年陳情第1

号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情。本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。よって本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ちょっとそのままにしてください。念のためこういうことができますので皆さんにお願いしますけれども。本陳情を採択とすることに反対の諸君の起立を求めます。反対の諸君の起立を求めます。

(反対者起立)

わかりました。ここでちょっと事務局長から説明をいたします。

議会事務局長 ただいまの採決によりますと賛成者、反対者が同数でございます。こういった場合になりますと自治法に規定がございまして、議長の裁決 この「さい」の字は議案の際はへんの「採」るでございますが、裁判の「裁」で「議長裁決」となっておりますので、議長の裁決とさせていただきます。

議長 ちょっと休憩します。

(午前9時56分)

議長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午前9時57分)

議長 先ほど事務局長が説明したとおりでございます。私の方で裁決をいたします。本陳情の、最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情。これは議長といたしまして採択とすることにいたします。

すみません。大分慣れないことで戸惑ってしまいました。ご勘弁いただきたいと思います。よって平成21年陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、第63号議案 市道の認定について及び日程第6、第64号議案 市道の路線変更について以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第63号議案 市道の認定についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の市道認定につきましては6路線を提案するものであります。道路種別はいずれもその他で終点の地盤、規模の延長、幅員、主な経過地は記載のとおりであります。それでは議案資料の図面の方で説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず図面番号1、これは湯谷地内でございます湯谷4号線であります。この路線の沿線に集落センターが立地されたもので今後は1級河川湯谷川の管理者と協議の上、市道認定も含めましてアクセス道路として道路改良を計画するものであります。

次に図面番号2、図面番号2から図面番号5まで4路線は県道十日町六日町線から市道駅裏小栗山線の国道17号六日町バイパスの一部供用によりまして関連施設の移管に伴いまして新規に認定するものであります。図面番号2につきましては六日町バイパスの上り線の側

道でございます。余川バイパス側道1号線、延長が415メートルでございます。次に図面番号3、六日町バイパスの下り線の側道になります。余川バイパス側道2号線、延長が228メートルでございます。次に図面番号4でございます。同じくバイパスの下り線になりまして余川バイパス側道3号線、延長が111メートルでございます。次に図面番号5、同じくバイパスの下り線側になります。余川バイパス側道4号線、延長が166メートルでございます。

最後に図面番号6でございます。これは関地内でございまして江上線ということで延長が150メートルでございます。この路線は国道353号線の路線変更に伴う周辺市道の路線再編による認定でございます。

次に第64号議案 市道の路線変更について提案理由を申し上げます。今回の路線変更につきましては7路線の起終点の変更を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他で起終点の地盤、規模の延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。図面の方で説明させていただきますので1枚めくっていただきたいと思っております。

図面番号1、これは境川6号線ということで終点を561メートル延伸させまして県道町谷越後堀之内停車場線へ接続するものであります。

次に図面番号2、東泉田東裏線でございます。これは市道の東泉田西泉田線の道路改良の整備に伴いまして起点側を84メートル延長減とするものでございます。

次に図面番号3でございます。余川駅裏線でございます。これは国道17号六日町バイパスの供用に開始に伴って始点を80メートル延長減とするものでございます。

次に図面番号4でございます。平手川端線でございますが、これも六日町バイパスの関連で終点を27メートル延長減とするものでございます。

次に図面番号5でございます。来清住宅線でございますが、主要地方道十日町塩沢線への部分移管に伴いまして起点330メートルを延長減とするものでございます。

次に図面番号6でございます。大塚線ですがこの路線は国道353号線の路線変更に伴う再編でございますが波線部分の県道塩沢大和線が重複区間となっておりますのでそれを解消するものでございまして、終点側を102メートルの延長減でございます。

最後に図面番号7でございます。石打駅通り線でございます。終点側を247メートルの延長減でございます。この路線も国道353号の路線変更に伴いましての再編でございます。県道塩沢大和線の重複区間の解消と先ほど新規認定ということで江上線として整備したものでございます。そういうことで整備をさせていただきたいということでございます。以上、認定と路線変更でございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第63号議案 市道の認定に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第63号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第63号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第64号議案 市道の路線変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 裁決いたします。第64号議案 市道の路線変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第64号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第66号議案 財産の取得について(消防ポンプ自動車更新)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第66号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。財産の取得につきましては自治法第96条第1項8号の規定による議会の議決にすべき契約財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格2,000万円以上の動産の買入れは議決事件と定められておりますので、議会の同意をお願いしたいものであります。

議案をご覧ください。1の取得する財産の表示でございますが、取得する財産はCD1型消防ポンプ自動車であり台数は1台であります。これは消防本部において使用するものの更新でございます。2の取得の方法は指名競争入札でございます。3の取得価格は2,835万円でございます。4の契約の相手方でございますが長岡に所在をいたします船山株式会社でございます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。消防ポンプ自動車の仕様書の抜粋でございますが、7ページ中ほどの車両概要にありますように本車両は3トン級消防専用シャーシに消防ポンプ装置及び水槽 これは600リットルでございますが を積載、無線電話装置及び消火活動に必要な資器材を装備するということでございます。詳細は割愛をさせていただきます。

4ページをご覧ください。入札調書でございます。8社指名をいたしまして5月28日入札の結果、税抜きで記載のように2,700万円で船山株式会社の落札となったものでありま



す。落札率は99.48パーセントでございます。右の5ページには契約の相手方の概要、戻りまして3ページには物品購入仮契約書の写しを添付してございますのでご覧をいただきたいと存じます。納期は22年1月31日であります。以上でございますがよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

山田 勝君 ちょっと伺いたいのですが、緊急車というのは走行時多分空気ポンペを背負っているとシートベルト不要と思いますが、この辺の走行中の安全はどのようになっていますか。

消防長 おっしゃる内容は私、わかっておりますが、ちょっとそこまで今まで審議検討したことがございませんけれども、これはCD1でございます。キャブオーバーのダブルということで運転席の方と後部座席ということでダブルであります。ダブルは前と後ろにはつかまる棒がありまして、そこに後部座席に乗ります隊員はそこにつかまる。もちろんシートベルトも緊急走行以外でもありますからシートベルトが付いていると。そんなことで対応しております。以上です。

山田 勝君 それでこの仕様を見ますとエアバッグとか隊員を守るための仕様が盛り込まれていないのです。緊急車で赤信号でも入るわけです。青信号で入ってきた人は音が聞こえなかったとか正当性を言い立てれば事故にあってもなかなかこちらは強く出てこれない部分もあるのですけれども、それは置いておいて。とにかく隊員の安全確保のためのエアバッグとかそれからロールバーですね。そういった仕様が入るべきではないのですか。考えを伺います。

消防長 おっしゃるとおりかと思いますが、少し詳細につきましては担当の方にちょっと伺って、その後返答させていただきます。

中沢俊一君 600リットルの水槽があるということでこれは迅速な消火活動と初期消火の効率性に配慮したものと思いますが、およそこれはどの程度の時間、600リットルの水槽があれば消火に耐えると。

消防長 今、ポンプメーカーの方で大変自動車ポンプに付いておりますポンプ機能とあわせもつ消火資器材、これが各メーカーで鋭意努力をされておりますけれども、このたびキャブスという名前の消火装置であります。600リットルであります。圧力をかけまして多少の薬剤を入れて、確か私うる覚えで申し訳ないのですが、20分から30分だというふうに聞いております。以上でございます。

牧野 晶君 もう1点、今議会で最終日に出ているのが、71号議案 ローターが出ているわけです。そちらには保証についてが出ているわけですが、こちらには保証についての期間とその他のことが書いていないのですけれどもどういう理由なのか。やはり私はこういう車両とかを購入する場合に当たっては、一律の規格というのが市の方で重要ではないのかなというふうな要点、要点、要点。このところはやっていくべきよというのが必要ではないかなという思いがあるのですけれども。この中でも保証の点というのはやはり重

要な箇所であると思うので、その点をどういうふうに打ち合わせしているのかと。

あとせっかく新規に入れかえをするということであれば、ドライブレコーダーを救急車になんていう話をしていましたけれども、それについてはもうちょっと検討させてくださいということでしたが、こういうときにはドライブレコーダーも安いやつだと2万円からまた上はきりがないですけれども、そういうふうなものもあるし検討する余地があったのではないのかなと思います、その点ご回答をお願いします。

総務部長 契約書の中にもございますが、市の物品供給契約約款というのが別にございます。その中で瑕疵ですとかという契約とありますが、それを担う、ならうということになっていますので、その中で瑕疵担保の部分はできるものだというふうに思っています。

消防長 今の保証も私どもの方、すべて車両は1年ということとさせてもらっています。それと今ドライブレコーダーというお話がありましたが、早いころ牧野議員の方からのご指摘で、とりあえず今年救急車に1台とりあえず消耗品的な予算の中で1台導入させてもらおうかなというふうに考えてございます。それを受けて果たしてこのドライブレコーダーがどういう役目を果たすか。とりあえず救急車を取り付けた後、これからのポンプ車等々に検討してみようかなと、そんなことで今動いております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「異議なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第66号議案 財産の取得について(消防ポンプ自動車更新)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第66号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第67号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第9、第68号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 67号及び68号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。67号議案についてであります、このたび人権擁護委員としてご尽力いただいております笛木健作さんが平成21年9月30日付で任期満了となりますので、再任について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見を賜りたく提案するものであります。よろしくようお願い申し上げます。

68号議案についてであります、こちらについても同じく人権擁護委員としてご尽力い

ただいております栗田スミさんが平成21年9月30日付で任期満了となります。この再任について先ほど申し上げたとおり法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見を賜りたいと、このことでもありますのでよろしくお願い申し上げます。なお任期につきましては両氏とも平成21年10月1日から平成24年9月30日までの3年間でありますのでお願いを申し上げます。以上です。

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決をいたします。第67号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員、よって第67号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第68号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員、よって第68号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第10、第69号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 第69号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

ご承知のようにこのたび国の補正予算によりまして地方が経済危機対策と歩調を合わせ地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるようにと地域活性化、経済危機対策臨時交付金が公布されることとなったところであります。当市につきましては5億4,137万8,000円を限度として公布されることとなりましたのでできるだけ早期に対応すべく追加で補正予算を編成したものであります。

対象とした事業は15日に配付いたしました一覧表のとおりであります。交付金の趣旨を踏まえた上で後年度負担をなるべく少なくするために、当初リース対応としていた小中学校への教員のパソコン配備について補助事業による買い取りへ変更。医師確保定着を図るため大和病院の病院機能評価を取得するために、施設改修を行う経費の繰り出し。従来補助、起

債等の財源措置がなく先延ばしとなっておりました各施設の営繕関係を中心に、事業選定を行いました。

財源として不足する分について繰越金4,098万円を加え予算総額に歳入歳出それぞれ6億689万6,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ298億7,990万8,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長より説明させますのでよろしくご審議の上決定賜りますようお願いを申し上げます。

総務部長 第69号議案 平成21年度一般会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

最初に10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書3の歳出からご説明を申し上げます。2款総務費1項4目、車両集中管理費400万円でございますが、車両の更新についていわゆる環境負荷の少ないハイブリッド車を導入しようとするものであります。また7目、企画費450万円では、お年寄りや障害をおもちの方も安心して使用できるよう地区センターのトイレの洋式化を進めようというものであります。

下へいきまして4款衛生費1項4目、医療等対策費では特別会計繰出金といたしまして大和病院分8,000万円、城内診療所分1,000万円を計上いたしまして病院機能評価のための施設整備、医療機器整備などに充当したいというものでございます。

6款農林業水産費2項2目、林道事業費に林道修繕工事費で1,150万円でございます。

7款商工費1項2目、観光振興費でございますが、観光施設整備費といたしまして7,309万1,000円でございますが、巻機山及び八海山のトイレ改修並びに八海山麓の観光施設の屋根修繕などを行いたいものであります。

12、13ページをお願いいたします。8款土木費2項2目、道路橋りょう維持管理費では維持補修事業費として草刈り委託や側溝修繕で530万円であります。3目、4目では井戸洗浄ポンプ入れかえや市道改良工事にそれぞれ970万円、1,500万円の計上でございます。5項1目、住環境整備事業費では市営住宅管理費として、市営住宅の屋上防水改修を8,015万円計上させていただきました。

次に9款消防費1項3目、防災費では防災一般経費で市内にはまだ発生を見ておりませんが、新型インフルエンザ対応として205万円を措置させていただきまして、消毒液、感染防衣などの資器材を用意させていただきたいものであります。

10款教育費でございます。2項1目、小学校教育運営費、小学校管理一般経費8,686万4,000円でございますが、小学校3校の屋根修繕のほか、放送設備、トイレ修繕、柵窪小のプール撤去、塩沢地域小学校の玄関の施錠工事などを計上させていただいております。

同じ目の小学校施設整備費等事業費7,841万6,000円でございますが、14、15ページをお開きいただきたいと思います。教職員用パソコン整備事業にかかる経費を、先ほど市長が申し上げましたが、リースから補助事業による買い取りに変更させていただき、リース料の減額のほか、主要の保守委託料及び購入経費を計上させていただきました。

3項1目、中学校教育運営費では中学校管理一般経費で7,710万円でございますが、中

学校3校の屋根修繕、トイレ修繕などを計上いたしました。また、中学校施設整備等整備事業費4,100万5,000円でございますが、小学校費で申し上げた部分と同じ教職員用パソコン整備事業にかかる所要の経費を計上させていただいております。

次に6項保健体育費、2目体育施設費では、体育施設一般管理費としまして873万円でございますが、大和野球場フェンス修繕、中之島農村環境改善センター屋根修繕などを計上させていただきました。

3目学校給食費では給食センター方式事業費として食器の購入、ボイラー等の修繕、仲介処理機及び蒸し器の購入をするための経費を計上させていただいております。以上が歳出の分でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。13款2項1目、総務費国庫補助金に5億4,137万8,000円、ここで地域活性化・経済危機対策臨時交付金を一括歳入とさせていただくものであります。7目教育費国庫補助金では歳出で申し上げました小中学校の教職員パソコン整備事業にかかる国庫補助金を小学校費で1,612万3,000円、中学校費で840万7,000円計上させていただきました。また市長が提案理由で触れておりますが、歳出に対応する財源の不足する部分を繰越金から4,098万8,000円充当させていただくということでございます。以上が歳入の部分でございます。

なお、初日の市長所信表明の際、繰越事業充当財源を考慮した実質収支見込額2億7,835万円となる旨申し上げたところでございますが、一部所属年度に誤りがございまして当該実質収支見込額は3億7,675万円　プラスで9,840万円でございますが　の予定でございますので訂正をしておわびを申し上げます。

1ページに戻っていただきまして、以上から歳入歳出6億689万6,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億7,990万8,000円とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

議　　長　　質疑を行います。

中沢俊一君　非常に話題になっている補正予算でもありますから何点か聞かせていただきたいと思っておりますが。

まずこの病院の医師確保のためのこの投資であります。1,000万円と8,000万円、どのようなかたちでその辺の機器あるいは施設改修を予定しているのか。ちょっと聞かせていただければと思っています。(「次の会計にある」の声あり)不適切な質問でしたか。

議　　長　　いや、いいです。

中沢俊一君　もうちょっとでは聞かせてください。(「次の病院の会計と勘違いされているのでしょうか。」の声あり)違うでしょう。いいのですね。出てきてから聞かせてもらいます。

あと観光施設の整備改修ということで出てきていますけれども、それこそこの放映終了後の対策ということで大変重要なまた取り組みでもあると思うのですが、例えば今回の一般質

問でもこの天地人博が終わった後の展示あたり、あるいはまたミニ道の駅みたいな話も出ているわけですが、そういう方面の投資がここにはどうも見えてこない。そんなことも将来的に考えておられるのかどうか。節目、節目の市長からも来年は兼続公の生誕450年ということでそんなイベントもあるかと思うのですが、その辺の絡みも含めてちょっと聞かせてください。

市長 来年度以降への投資という部分、観光面の方ですけれども。今、予算計上している内容はこれから説明申し上げますが、ご承知のようにこの後公共事業のいわゆる補助率9割までの引き上げという部分がまた出てまいります。これがどうかたちでどの程度の額、また私たちの市内に配分されるかちょっとわかっておりませんので、今ここにあげきれなかった部分はそちらで対応できるか否か。これもちょっとわかりませんが、それらもちょっと念頭に置きながら組んだところであります。

この観光施設だけに限って言いますと兼続とか天地人とかということもありますが、今この天地人放映で例えば八海山のトイレとか、こういうものが非常にやはり傷んだり、ですのでこれはバイオマストイレを新設をしようとか。そういうことを今、中心にあげたところがあります。具体的なことについては産業振興部長がお答え申し上げます。

前段は次に病院の補正予算をあげておまして、その中ででは難しいでしょうか。何か事前審議になるようなどうも、どうすればいいのかわかりませんが、今、答えるということであれば事務長の方で答えますが、そうするともう次の議案は質疑なしでもいいかということになってしまうので。その辺は議長のご裁断でどうぞよろしくをお願いします。

議長 その前に産業振興部長から答弁をお願いします。

産業振興部長 前段の部分は今、市長が申し上げたとおりまだアフターにポストになるかわかりませんが、天地人の関係は方向性がまだきちんと定められておりませんので、その中身を見ながら今後の対応をとということになるかと思えます。それで今ひとくくりで出ました内容でございますが、11件ほど答えますので私の方でちょっと説明をさせていただきます。

まずトレイの関係でございますが、巻機山に現在バイオトイレがございますが、ここは大の方につきましては毎年夏に半分ほどオガコを換えておまして、雪降り前に残りの半分を換えているというようなことで、大の方は問題ないわけでございますが、小便の方がこれは一緒にしますとなかなかうまくいかないものですから別処理をしてございます。その関係をこれは炭化ボードというものを取り替えるということの内容でございますが、金額的には250万円前後なのですが、問題はヘリの金額が150万円程度ということで、ほぼそちらの方の金になるのかなというふうな考え方でございます。

それから八海山の今のゴンドラの駅舎のところでございますが、あそこにバイオトイレを新設したいというのがございます。それから同じく八海山の山頂の方にもこれはちょっと場所の問題がございまして、今のところ何とかバイオトイレのこちらにも新設を考えたいというのがございます。

それから同じく八海山なのですが、女人堂というところに今既設のくみとり用のトレイがあるわけでございます。ここをバイオトイレに改修をしたいという内容でございます。これは個々には事業費的には1,500万円、400万円から500万円前後くらいかなというような状況でございますが、今、詳細についての設計をやるのかなというような段取りでございます。

それから商工観光の方で所管をしていますいろいろな施設があるわけでございますが、そちらの屋根の方の傷みが大分激しいところがございますので、まず最初ですがしゃくなげ湖の観光センターの屋根塗装をやりたいという、これがまず第一であります。それから山口でございます林間休養休憩施設ロッジエバーグリーンという旧名のところでございますが、こちらの屋根の塗り替え。それから八海山麓の観光施設の体育館がございますが、これも大分傷んでおましてここ2年ほど予算要求をやってございましたがなかなかできなかった内容でございますので、今回一緒にこれもやらせていただきたい。これが一番大きくて1,400万円くらいかなというような状況であります。

それから次でございますが、魚沼スカイラインの関係のところには地震の関係もございましたし豪雪の関係もございまして、魚沼展望台それから八箇の展望台のところの安全柵。偽木で作ったところとかそれから案内看板があるわけですが、これが倒壊をしたりしてございますのでその部分を直したいというこの部分でございます。それから次が上野原のお松の池でございますが、あそこに弁天橋という橋がかかってございますがこの欄干が腐食をしてございまして、これも数年前から取り替えをとっていましたがなかなかできませんでしたので、今回これもあげさせていただいたところであります。

それから最後でございますが、今年魚沼振興局の方で「南魚沼コシヒカリ誕生秘話」という冊子を作っていたわけでございます。県の方ではなかなかお金がございまして、市の方には600部いただいたのですが、これをそれぞれのところにお配りしましたら非常に好評でございました。これを旅館関係それから学校関係にも大々的に使おうではないかということで、今のところ5万部。南魚沼市版にちょっと変えて、これは結構中身にはいろいろな著作権が入っている部分もございましてその部分は変えられませんが、一応相談をしまして変えられるところは変えさせていただいて、南魚沼市バージョンで5万部作りたいという、そういう内容でございます。以上であります。

議長 中沢議員あれですか、病院関係はそっくり・・・(「結構です」の声あり)わかりました。どうぞ。

中沢俊一君 では観光にちょっと絞って質疑をさせていただきますけれども、第2弾の補正もあるということでありまして、テレビ報道などを見ていますと、この1兆円規模の国の補正を来年以降もやりたいというような担当大臣の話もありますが、やはりこういう絞り込んだ投資、また先を見た投資の方に重点を移しながら取り組んでいただきたい。そんなふうに思っていますが、市長いかがでしょうか。

市長 提案理由といたしますが、総務部長の説明の中にも触れてありますように、

極力今までやりたいけれどもやれなかった部分、それから将来に生きる部分、こういうことにある程度的を絞っていかなければならないと思っています。何でもかんでも全部ばらまけということではだめだと思いますので、2次補正といいますか 今度は2次補正ではなくて次に出てくる経済対策の詳細とまた来年以降の部分も、もう8月以降はシーリングが始まりますのでおおむね出てくるのでしょう。そういうことを見合わせながら、やはり一番目指すところは将来への投資ということも含めてやらなければならないと思っております。

岩野 松君 13ページの土木費の市営住宅管理費について、すみませんがもう少し詳細にお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点は教育費の修繕工事費の中にトイレを直すというのがありましたが、これは水洗化の方向の改善かどうかお聞かせください。

建設部長 それでは市営住宅の管理の修繕ということでございますが、内容につきましては市営住宅の余川住宅1号2号、赤石団地そして大崎団地、西泉田住宅1号2号、この6棟を屋上の防水工事をしたいということでございます。現在既存の防水がアスファルトといえますかそういうかたちの中でございますが、それを撤去いたしまして塩ビのシートで防水をしたいという内容でございます。よろしく申し上げます。

教育次長 学校修繕の中のトイレの関係でありますけれども、このトイレの関係につきましては今現在は水洗トイレですけれども洋式トイレがないところがありますので、各学校全部の学校でありますけれども、各階に1組ずつ、男女1組ずつの洋式トイレを設置するという、そういうふうな内容でありまして小学校、中学校あわせて16校45個の洋式トイレに切り替えるものであります。

岩野 松君 市営住宅の方はそういうことでやるということでした。

小学校のトイレに関しては私も言葉を間違えまして、洋式トイレ化するのかということをお聞きするところでした。ありがとうございました。

佐藤 剛君 1点だけお聞きしますが、15ページの教育費の関係なのですが、当初予算説明がありましたようにリース対応ということをお聞きしたいのですが、購入というかたちに変更したということで、私も前々から多くまとまればリース料率だけの問題ではない、購入の方が大分有利になるかなという考え方も持っているわけなのですが、ここでお金が入ったからといってまとめて、両方で購入費だけでも6,000万円を超える金額になるわけですね。これがまた一緒に買いかえのころになりますと、財源的にちょっと心配なわけなのですが、従来の考え方とちょっと変わってきていると思うので、そこら辺の考え方をまずお聞きをしたいと思います。

教育次長 今回の国の補正によりまして情報関係につきましては補助金が付くということになりました。その補助金の条件といたしましては購入といったことから、こういうふうなかたちにさせていただいたわけでありまして、あわせてこの補助金以外につきましては今回の臨時交付金ということで充当させますので、一般財源の持ち出しがないといったかたちで今回整備させていただきます。5年間くらい使うつもりでありますけれども、その後にご



うするかということにつきましては、またそのときの財政状況にもよりますけれども、もし財源がなくなればその時点でまたリースというかたちになるかと思えます。

佐藤 剛君 わかりました。それで私はそれで結構だと思うのですが、この経済危機対策臨時交付金の趣旨といいますか、前総務大臣も言っていましたけれども、できるだけ地域の受注機会を多くするよというよな、多分記者会見のときのコメントもあったと思うのです。私が期待するところはパソコン購入で4,000万円、2,000万円小中学校6,000万円ということが、もし、この地域内の業者ということになると非常にこれはいいなというよな感じもあるのですけれども。

あわせてその上の方に電算システム導入委託料ということで、相当な金額が両方これもまた6,000万円、7,000万円くらい上がるわけなのですけれども、それらを考え合わせると結局また地元の中小企業の発注機会がまたなくなってしまうのかなというよな心配もあるのです。何か共同企業体というかJVとか、そういうのを組みながら地元の中小企業に発注機会を増やせるよな、そういう対応があるのか考えているのか。その辺をちょっとお聞きをしたいと思うのですけれども。

市長 このパソコン購入の際にやはりそれをちょっと考慮しようということで、今いろいろ検討していますことは、パソコンの機器そのものはすべて市内業者電気商組合。ただ、値段の関係もありますのでお互い擦り寄らなければならない。ただ、あとのソフト関係についてはこれはなかなか市内業者で対応しきれない。ですので、これはそれに対応でき得る方ということにならざるを得ないわけですけれども。機器そのものはすべて市内の業者から買い取りたいと思っております。

ほかのそれぞれの部門も医療機器なども、またこれは次のときに触れますけれども、地元でとにかく調達できるものはすべて地元で調達するという、基本理念に基づいてやらせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

阿部久夫君 1点だけお聞かせください。13ページの防災一般経費でございます。これを見ますと205万円、新型インフルエンザの対策が載っているわけでございます。これに対してみますと、新型インフルエンザの感染防止に対して職員の感染防止に値する感染防止機材を整備すると書いてあります。これには感染防止上着というか、上下。これはどのような感染防止上着なのか。それをちょっと説明をお願いいたします。

総務部長 テレビでもよく見受けますが不織布でしょうか。織っていない紙といいますか、それで作った上下のつなぎみたいなものです。そういうものが大体1セット1,400円くらいするそうですし、それから先ほど申し上げましたが消毒液、病院に行くときありますけれどもそういうものを200本程度。それからマスク、ゴーグル、手袋そういったものを準備したいということです。

一部消防さんの方で補正の前でしたか200万円くらいいただいていたので買ってありますが、この中からもまた消防さんの方にいける分があれば消防さんの方、あるいはもらえるものならもらうということで対応したいということでございます。以上でございます。

阿部久夫君　あれですか、今テレビでも盛んに新型インフルエンザで言っています。例えばマスク。どこでも感染したときはもうマスクやそういったものは全然ないと。そういう状況でもう売れ切れになっている。この南魚沼市でも万が一そういった状況になったときは対応できるのですか。

それともう1点。やはりこれだけ安い金額でもし購入できるようであれば、私は職員ばかりではなくてやはり市民の皆さん方にも、できるだけこういったものをそろえておくような何かしていましたでしょうか。金額的なこれはおそらくわかっていない方がいる。私どもはちょっと知りませんでしたから聞きますけれども、そういったことに対する対応についてはどのように考えているのか。もう1点お願いします。

総務部長　ここでちょっと落ち着きましたので、確かお店やさんにマスクがないということではないだろうというふうに思っています。先ほど申し上げましたがインフルが始まってしばらくたちましたときに、消防本部の方で200万円で準備をさせていただきましたし、そのとき私どもも各庁舎、3つの庁舎にマスクは用意を。ちょっと数は確か1,500、1,500、2,000くらいではなかったかと思うのですが、用意をしております。

感染防止という意味でございますので、私ども職員が使う、あるいはお客さんが来たときに使うという意味で、極めてその職員限定という意味ではありませんので、個々のお宅まで1個ずつ配布するというそこまではちょっと考えておりませんが、会場に来ていただいたり、あるいは役所に来ていただいたときに、必要な場合はお使いいただくというような感じで考えております。以上です。

阿部久夫君　私は個々に配達するというのではなくて、職員もこれだけ用意してそれは当然のことだと思いますけれども、やはり感染なんていつどこで起きないとも限らないということをいつも言っているのです。これは今は確かに落ち着いていますけれども、いつどのような状況にならないためにも、やはりこういった安くて感染防止になるようであれば、職員ばかりではなくて。職員はこうしていますよと、市民の皆さん方にもそういったものを一つありますからどうですかというそういったものを、やはり市民の皆さん方に徹底していただきたいと私はそう思っています。決して市民の皆さん方に買ってくださいと渡すのではありませんが、そこらの提供のお願いをいたします。

市長　ごもっともでありますから。ただ、今言ったようにとても個々に配るというわけにはいきませんので、市民の皆さん方が今回のこういうことを教訓にして、自分の家でもこういう落ち着いたときにマスク程度はひとつ購入して備蓄していただくということを奨励していきたいと思っております。

防衣は消防あるいはお医者さん、限られた方です。これをやるのは。それはそこで整備をさせていただくということです。市民の皆さんには平常時にきちんと対応できるようなマスクの備蓄といいますが、あれは買ってもそう腐るものでもありませんので、そういうことは呼びかけてきちんとやっていかなければならないと思っております。

牧野 晶君　15ページの教職員パソコンですが、まず、いい機会なのでソフトについ

て。庁舎内のパソコンについて著作権のあるものを複数台に入れていたりして、新潟県市かどこかやられたところがあったのですが、そういう点の管理をどういうふうにしているのかと。

あとちょっと私の失念だったのかちょっと聞き漏らしがあったのかわからないのでちょっと聞きますけれども、リースがマイナス1,000万円ということですが多分パソコンだと5年くらいのリース、5年か3年くらいのリースなのかなとか思うのですけれども。そうすると掛ける5で小学校の方になると5,000万円ちょっとになるわけです。今回見ると8,800万円とか8,900万円くらいになるわけです。そういう点でトータルで購入の方が安くなるというふうな思いがあったのですけれども、結果的にこういうふうになるという仕組みがちょっと私はわからないので、この点をご回答いただきたいのですけれども。

総務部長 今お話がございましたいわゆるパソコンのソフトのライセンス契約はきちんとしております。例えば補正のときに税務課の部分で機械を使う方が一人増えましたので、その分を補正させていただいたりしておりますので、ライセンス契約はちゃんとしております。以上です。

教育次長 リース料に比べて買い取りの方が高いのではないかと、そういうご質問だと思うのですけれども、ここに小学校費で見ますとリース料が1,000万円くらいがあがっているわけです。このリース料につきましては21年度の約半年分のリース料です。1年間分のリース料ではないということでありますので、大体同じような金額になるかなというふうに思っております。

牧野 晶君 では総務部長にちょっとお聞きしますけれども、税務とかそういうソフトはわかるのですが。どこかで4,000万円くらいがあったのは、個々に勝手に入れたソフト、例えば写真加工ソフトか何かがぐるぐると回して使っていて、多分指されたと思うのです。そういうふうな要はランに入っているようなものではなくて、何ていうか、つないでいるようなものではなくて、個々のやつというのはどういうふうに管理しているのかを、聞かせていただければと思います。

具体的にちょっと言ってほしいのは、例えば中学校だったら今までリースの予定で幾らだったのがこういうふうになったのか、というふうな方が、私はわかりやすいのですが。ちょっとその点をお願いします。中学校、小学校両方で。

総務部長 私どもが使っているのは総務課の方で全部管理をしております、私たち1台1台のパソコンではソフトは使えません。集中管理といいますか。ただ、一つ課に共用パソコンがありますけれどもそこでは使えますが、それも含めてすべて情報管理担当で管理しておりますので、自分でソフトを持ってきて入れて動かすとか、それをコピーして隣にやるとかということとはでき得ない状況になっております。以上です。

教育次長 先ほどの説明と同じわけですけれども、小学校の方で見ますとリース料というのがいわゆる1,000万円が載っております。これは先ほど半年と言いましたけれども多分7カ月分の予算だと思うのですが、例えば半年とすれば1年間リース料にしますと2,00

0万円になるわけです。それが5年間ですと約1億円になるわけですが、ここであがっている買い取りの場合は8,800万円くらい。そういった計算になります。

笠原喜一郎君 2点だけお聞きをいたします。今回の補正は経済危機という臨時交付金ということですので、その視点でお聞きをいたします。この6億2,000万円くらいの事業費の中で、地元で対応できる部分をどのくらいの割合というふうに見込んであるかという、その部分をひとつお聞きをします。

それからもう一つは林業振興の部分ですが、今、林業振興というといつも大体林道云々だとかという部分になるわけですが、国はあげて温暖化防止ということで、森林の役割が非常に重要なわけでありまして。そういう視点で今回の補正を組んでみようかというような議論があったかどうか、そこらをちょっとお聞きします。

市長 先ほどもちょっと触れましたように、今回の部分はほぼ100パーセントとまでは言い切れませんが、ほぼ100パーセント地元対応ということでやっております。ただ、この後に出てくる医療機器とかそういうものが若干ちょっとあれですが、ほぼ100パーセントというふうにご理解いただきたいと思います。

それから当然いろいろの観点があったわけでありまして、この林道整備についてもやはりバイオスタウン構想も含めてやっているわけですから、そういう中でこういう機会なのでこの林道の整備もやれるところはきちんとやっていこうと。こういう議論の中でこの予算付けをさせていただいたところであります。

和田英夫君 公用車の更新事業でお伺いします。これは予算から見て普通車の2台くらいという説明だと思うのですが、今、市の持っている大型バス、マイクロバスの補助席のシートベルト装着車が、おそらく1台くらいずつしかないというように聞いているのです。これはそういうマイクロバス、大型バスはまだ新しいから更新時期ではないという考え方なのか。ちょっとその辺でシートベルト装着車がかなり不足しているが、その辺はこの更新事業で検討されたか、されないかというのを、ちょっとお伺いします。

総務部長 今シートベルトが義務化をされているわけでありまして、旧来の車についてここで更新をしようという検討はいたしませんでした。

和田英夫君 先日、東京大和会で行ってきたのですが、非常に大盛況で補助席が一つ空いているくらいで満車で大変良い会でありました。たまたまそのバスは補助席が・・・したがって特に、通常私ども議会で管外なりその辺に出るときには、運転手が、ぜひシートベルト装着をお願いしますという指導があるのです。このたびはそれがというようなことで。そこではお伺いします。今、市の行政の関係で高速を通過して移動するバスが騒ぐ事例があるわけで、その辺のときは装着していないのはしょうがないが、そういう補助席は使わないでひとつ運行をやるのではないかと、何かそういう内部の話し合わせがされているのか。

私が一つ心配なのは、小中学生の児童生徒がバスを使って高速なり遠方に一つの学校の行事で参加するときに、その辺のきちんと交通安全の面から、補助席がそうであるならば補助席を利用しないで安全な方たちでの授業活動をやられている、そういう指導なりはどうなっ

ているのですか。

総務部長 旧型といいますか今の車両構造に合わないものまでシートベルトを装着しろとなっているのかどうか、私はそこはちょっと承知をしておりませんが、新しく買い換えるときに準備させていただくと。もちろん運行基準に合った車なわけですから、それを買わせていただくことになろうかと思えます。補助席にシートベルトがどうやって付くのか私もちょうど思いつきませんが、新しく買い換える時点で装備したものが買えるのだらうというふうに思っております。

議長 指導について聞きますか。

和田英夫君 後で学校教育課はそういう指導をされているか。問題は私も聞いてみたら、ここで今あるのに補助席にシートベルト着用これは非常に難しいから、それはわかるのです。したがってそういう遠距離通行する場合には、補助席を利用しない、例えば足りないときはバス2台出すなり、そういうことで安全運行の指導をいわゆる車両管理部なり財政課あたりでやられているのか。

先般は私もそれに乗って行って途中で気が付いたのですが、これはやむを得ないわけで余り話をできないわけでありましてけれども、何かあのときも課長以上の皆さんもそういう役職で大勢参加をされていましたが、私など補助席の不安定のところで行ってきたという非常に心細かったわけでありまして。いずれにしても装置がないのではないでしようがないから、そういうのはきちんと安全運行の協議をすべきだということを言っているわけです。

総務部長 本当にありがとうございます。それはそういうふうな運行にしていきたいと思えます。ただ、おそらくバスの場合ディーゼルですので東京都内に入れる車というのが限られていると思えますので、そのような準備ができるかどうかはわかりませんが、そういうふうにしたいと思えます。

教育次長 学校での指導につきまして承知していませんので、今、調査して後ほど回答させていただきたいと思えます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第69号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第69号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

(午前11時02分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

議 長 ここで消防長と教育次長から発言を求められておりますのでこれを許します。まず、最初に消防長からお願いいたします。

消 防 長 先ほどの山田議員さんの質問であります。一部残っておりますが、今確認をしました。議案の資料の仕様書は全部でなくて、それは抜粋でこのたび議会資料として添付してあるということであります。その中身的にはエアバッグは運転席のみだそうです。助手席は前は2人、後部は3名であります。無線あるいはもろもろの道具が付いていてエアバッグが付けられないということでもあります。ロールバーは付いておりません。

緊急車はもちろんであります。運転席、補助席、後部座席ともに緊急走行時はシートベルトの着用は法律上は許されているということでもあります。安全対策としては呼吸器を背負い、そして握り棒を握りしめ、運転手はハンドルがありますが、助手席の隊長はここからつかまる棒がありますがそこにつかまりながら、緊急走行をやるということだそうです。以上でございます。

教育次長 先ほどの和田議員さんのバスの件でありますけれども、調べましたところシートベルトのない補助席のバスにつきましては、法的には問題ないということで使う場合もあるそうです。したがって現在のバスの状況におきましては、そういったケースもありますので走行中は絶対立たないとか、そういった意味での指導をしていきたいと思っております。また運転手さんそれから付き添いの方にも、そういった注意をしていただくと。そういうふうなことで対応していきたいと思っております。

(「議長」の声あり)

議 長 後で聞くのではダメですか。

(「方向ですので、ぜひ」の声あり)

山田 勝君 今ほど消防長から説明がありましたけれども、職員の安全を確保するという意味で、市長はそれでよろしいと思っておりますかどうか。

市 長 今お聞きのとおりでありまして、実際付けられない状況ですから、これは私は緊急的な部分もありますので、安全確保をおろかにするというではありませんけれども、現状やむを得ないということの認識以外にはないと。付けると言っても付けられないエアバッグ。それからシートベルトも機材を背負っていればとても、シートベルトを外して降りるなどということをする部分ではありませんので、あとは何ができるか。できることはやらなければならないと思っておりますけれども、車両に装備ができない部分まではちょっと考えられないということだと思っておりますが、安全運転に徹していただくと、それ以外に私は今、方法がございません。

議 長 日程第11、第70号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算

(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 第70号議案の病院事業会計補正予算の第2号について提案理由を申し上げます。

今ほど可決をいただきました一般会計の方から、病院事業会計に繰り入れをするものでありまして、繰り入れた部分を大和病院では医師確保、医療環境の充実を図るために、また城内病院では医療環境の充実を図るために。具体的には大和病院では施設の改修として収益的支出に3,800万円、それから医療機器の購入として4,200万円の計8,000万円。そして城内診療所では施設の改修で1,000万円。これを追加させていただきたいと思っております。詳細につきましては大和病院事務長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務長 それでは詳細の説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをご覧くださいと思います。実施計画の明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが大和病院では他会計の補助金としまして3,800万円一般会計からの繰入金でございます。城内診療所は同じく一般会計の繰入金1,000万円でございます。

支出でございますが、病院事業費用でございます。大和病院では3,800万円、これは経費でございます。施設設備等の修繕費が3,700万円、それに伴う委託料が100万円でございます。これは医師の確保それから病院の機能評価に伴うものでございまして、ちょっと病院の機能評価ということで説明をさせていただきます。病院の機能評価といいますのは、病院の機能を改善することによって医療の質を高めることを目標として、第三者機関といいまして日本医療機能評価機構というものがございまして、そこに調査をしていただいて、いろいろな部分で審査、例えば建物の基準だとか、あるいはやり方だとか、それから意識だとか。そういったものを評価をしていただいて、全部の項目で中項目85くらいあるのですが、その項目において適切であると判定を受けた場合に認定証が公布されるということでございます。今バージョン6という徐々にハードルが上がってきているのですけれども、そういうかたちになっております。

それで今現在、5月半ば現在では日本の国内全域に病院というものは1万弱くらいあるのですが、そのうち認定を受けている病院というのが2,556病院でございます。大体4分の1くらいの病院がこの機能評価を受けているということでございます。機能評価の観点と申しますと地域医療の観点、病院に期待されている役割と地域医療の役割にこたえられているかというようなこと。それから住民や患者さまの視点、そういう患者さん中心の医療がなされているかというようなこと。それから診療内容、学術的に基づく診療を行っているかというようなこと。それから病院の運営が適切にやられているか。そういうことを視点にしながらそれぞれの項目に分けてこの部分ではどうするのだ、この部分ではどうするのだということ、先ほど申しましたが建物を見たり、あるいはそのやり方を見たり、あるいは記録を見たりそういうことを評価する事業でございます。

それで例えば一つのかたちのこういうかたちでやってくださいというのがありますので、ここに今補正で出させていただきます、内視鏡室の改修というのがございます。と言いますのはどういうことかといいますと今の内視鏡、上からの胃の内視鏡でいいますと鼻カメラが主体で、3台で鼻カメラをやっているわけですが、3台で2列といいまして、2人の先生方がそれぞれ看護師とかそういうスタッフを集めてやっています。

1日25人から30人くらい今の施設の中でこなしているのですが、機能評価をとるとどうということが障害になってくるかといいますと、例えば内視鏡をする場合に皆さん最初に血液を採るのですけれども、その血液を採って感染症があるかないかというのをまず見るわけです。感染症がある人と同じ機械を使えませんので。

オッケーになったらその内視鏡の準備を始めて、麻酔をしたりしながら待っていてもらって、それから内視鏡をする。内視鏡というのは3分から5分ですが、それをしたものを洗浄するのです。洗ってそれから消毒をして、また次の患者さんといいますかに対応するという、そういうサイクルをとっているのですけれども。

例えば今そういうこの辺に問題はないのですが、機能評価になりますとその中で洗浄する、洗う所が、洗う水が飛び散ってはいけないということになっているのです。飛び散るとそこで感染する可能性が出るということがあります。それからその機械で洗浄して、うちも手でやって機械ですのですが、時間はやはり10分から15分かけて、専門の洗浄機で洗浄しなさいというようなことがありまして、建物の構造でいいますと洗浄する部屋は水が飛び散らないように、囲いとかあるいは時間を分けるとかということによって非常にそれをクリアするためのハードルが高くなるわけです。

そういうことをいちいちこういうこと、こういうこと、こういうことということによっていけないということになりますので、そういう部分で施設の改修が生じたり、あるいは医療機器を買う必要が生じるわけです。

何でそんな機能評価をとるかと言いますと、これは宮永院長就任のときからの強い意向でございまして、かなりごったくはしなくてはならないのですけれども、一つのやはり医療水準を、ほかの医療機関の中でも水準に何ていいですか合わせるといいですか。そういうことをやはりやってそれにあったものによって手順であるとか、あるいは記録をしていくとか、あるいは同意をもらうとか、そういうことをやはりきちんと手順に当てはめてやって、認定された施設であるということが非常にある部分の医療のレベルを示すわけですので、そういうことを目指してやっているというところでございます。

それで宮永院長の非常に強い機能評価をとろうということがあったのですが、なかなか忙しさの中で対応できなかったのですけれども、去年たまたま常勤でおいでいただいた寺田先生が前の病院で機能評価を中心になってやられたということで非常に明るい方で、その先生を中心に今やっております。

今カルテのA4版化というのを始めたところですが、非常にそれだけでも4万冊あるカルテを 外来のカルテが今大体4万冊あるのですが 今それを1万冊だけ1カ月で書き換



えをちょっとしてきたのですけれども、あとよく動くカルテ1万冊、これをするのに医者もスタッフももうくたくたになるくらい。というのはサマリといって今までの記録があるわけですが、その要点を医者は全部新しいカルテに移していかなければならないというのがあります。このカルテのA4版化というのが機能評価のほんの一部なのですけれども、それでも非常に難儀をしているというのが実情でございます。

機能評価というのはおおむねそんなことでございますので、大変な労力がかかりますけれども、とれば非常にレベルアップといいますかしますし、それから施設だけではなくて人もやはりきちんとできるということで、非常に大変ですけれども期待を寄せているというところでございます。その辺でご理解をいただきたいと思います。

それで改修の主な内容でございますが、内視鏡室だとか生理検査室の改修、これに1,073万1,000円。これは一つの建物を増築するということできませんので、今ある部屋を例えば内視鏡だとか生理検査だとかエコー室、あるいはそれからレントゲンの読映の機械だとか、ドレットミルという心臓に負荷をかけて心臓の状況を見る機器だとか、いろいろ入っているのですが、入っている機械の洗浄室を作ることによってみんな間仕切りを替えてやらなければならないのです。そういうものがあります。それもみんなそれぞれの担当の医師がこれでいいよということにならないとだめなわけですし、非常に調整が難しいのですけれども、そんなことをやっております。間仕切りを変更するというのがございます。

それから外来診察室の改修に1,338万7,000円。これは主に患者さまのプライバシーの保護という観点でございます。今非常に・・・51年に建築された病院ですのでプライバシーの保護というのは非常に尊重されるような、例えば今、患者さまがいないときに放送で呼び出します。内科はいいのですが、精神科の放送は精神科にお帰りくださいということは言いません。受診される科にお帰りくださいと言う。どなたが精神科を受診されているのをごわからないようにするためです。それは病院の中の内部の約束事でやっています。

そういうことですが非常にプライバシーを守らなければいけないということで、今、中待合室というのがあるのですけれども、そういうところもちゃんと扉を付けたり、間仕切りを付けたり、診察している声が聞こえないように、あるいは見えないように。そういう配慮をしなければならないという改修がございます。

それからまた労働環境の改善という点から病棟のナースステーションですとか休憩室、それから職員食堂の改修。こういったものに700万円程度。また、これに伴う設計管理委託料として100万円を計上させていただきました。

次に城内診療所でございますが、これは医師確保ということもありますけれども、環境整備です。本当に53年に建築されてほとんど外壁、外周等の補修はされておりませんし、地震でのクラックが入っている部分、そういったものがありますので、診療所本体の外壁の改修工事、これに750万円。それからボイラーの入れかえ及び温水管の改修工事に250万円を計上させていただくものでございます。

次に6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。これは資本金収入及び支出と

ということでございまして、主に医療機器になります。資本的な収入は他会計の繰入金、一般会計からでございますが4,200万円でございます。支出の方でございますが、医療機器等購入費ということで4,200万円。この内訳でございますが、先日一次補正で4,462万5,000円増額をさせていただきました。

これは健友館の胸部、それから胃のX線装置、これをへき地の医療拠点整備設備整備事業ということで助成をいただきまして、買わせていただくことになったのですが、その補助残が1,785万円ございます。それをここで出していただくということ。

それからもう一つは画像デジタル配信システムといいまして、今度は画像がデジタルになるわけです。それで一つはサーバーを増設しまして、それを見るモニターを外科系がほとんど使うわけですけれども、今度それをつないでフィルムレスにしていこうということでございます。それでサーバーで保存をして、いつでも取り出してもっと大きな鮮明な画像が見られると、こういうシステムを導入させていただきたいと思っております。

それから先ほど説明しました内視鏡の改修に伴いまして洗浄機が3台。これは520万円でございます。それからカーブ内視鏡と言いましてこれはCF大腸カメラです。大腸カメラもやっているのですが、大腸カメラは週に2日くらいやっています。1回15~16人くらいの検査を受ける方があるのですけれども、その大腸カメラを時間がかかりますのでその間に洗浄するというのもう1台を増やさせていただく。それから経鼻内視鏡、鼻からの内視鏡です。これを2台あわせて630万円等を購入させていただくものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、1条は総則、2条は今申し上げました収益的収入及び支出の補正でございます。4,800万円でございます。大和病院が3,800万円、それから城内病院が1,000万円でございます。それから3条が資本的収入及び支出の補正ということで大和病院で医療機器4,200万円でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 詳細過ぎるほど詳細な説明がありましたけれども。質疑を行います。

佐藤 剛君 本当に詳細な説明をしていただきましたけれども、そこまで説明があるのであれば、私の気持ちとしてはあらかじめ配付物でいただかないと、この場でこう言われてもなかなかわからないというのがあります。それはそれでいいのですけれども。

病院機能評価。私も賛成ですし、六日町病院も取得してやっておりますので、病院がこれだけの環境整備に力を入れているというところを患者さんに見せることも必要だし。そしてまた内部のスタッフもそれをもってやる気を起こさせるという面では、私は非常にやっていただきたいというふうな気持ちがあります。

あるのですけれども今、説明もありましたように、当面、国からのこういう金がありますのでそういうことで対応できるのですけれども、機能評価はこれで終わりということではなくて、多分これを維持したりそしてまたISOみたいに段々、段々機能を良くしていかなければこの機能評価取得の意味がない。そしてまたその取得もはく奪されるというようなこともあると思うのですけれども。考え方としましてはそういうふうな中には金もかけないで職

員の待遇とか、そういうもの大事なことだと思うのです。けれども、心配をするのはそうしながら大事なことですけれども、年々経費も多分どんどん出ていくのではないかとこのところ。そういうところで毎年どのくらいずつを予定しながら改善に向けていくのかという、そういう目安みたいな方針みたいながありましたらちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

議 長 簡潔にお願いいたします。

大和病院事務長 今バージョン6の機能評価を取ることに全力をあげておりまして、その後3年くらいは補償されるわけですが、その後のことはまだ検討しておりません。

中沢俊一君 お医者さんが安心して身のある診療ができる。これは確かにお医者さんを確保する第一番のあれだと思って聞いておりました。こういう何ていいますか規格というか基準がまだ満たされていなかったところに反面驚いております。

そこでちょっと聞きたいのですが、一般質問でもお二方から今の診療体制についての質問がありましたが、私は、お医者さんは我々には計りしれないような思いといたしますかそういうものがあって、ここに赴任してずっと、とどまってもらってきていると思っています。そういう方での何ていいますか評価といたしますか、そういうよくやっていたという評価の仕組みというものは、今どうなっているのでしょうか。

大変抽象的な質疑で申し訳ありませんけれども・・・(「何の評価ですか」の声あり)例えばこれはちょっと古い話になりますが、大和病院で積立金があったわけです。これは赤字があったものですからそれと相殺したことがあった。私はかなり反対をしたつもりでいます。と言いますのはこれから新しいお医者さんと呼んでくることとは少し違いますが、ずっと長く勤めてくださったお医者さんにしてみれば、あれは本当に自分たちが一生懸命働いて先のことを思って積み立てておいたのだと。これは帳面上そういうふうに相殺してしまうと今までの事業付与といたしますか事業文化といたしますか。それが人間で言えばカルテであり履歴書であるわけですが、そこが見えなくなってしまう。自分たちのやってきたことが見えなくなってしまう。そういうことで何ていうか、今までの自分たちの誇りややったことに対してのあれが薄まってしまうような気がするのです。

そんなことで何ていいますか、正当にこれからの働きや今までの実績を評価してあげないと、繰り返しになりますけれども、今おられるお医者さんの定着をしっかりと図っていただきたいことも含めて少し考えていただきたい。そのように思っておりますがいかがでしょうか。

市 長 今このことを経済対策でやることについても、全般的にもそうですけれどもすべて先生方のモチベーションをきちんと保持していただくことも含めて、先生だけに感謝しているなどということは我々は言いませんけれども、病院がこうして維持運営されているのも先生方のおかげだという思いはずっと持ってやっていますので、特別そういうことを口に出していつも言っているなどということではありませんが。

先般大和病院の医師の皆さん方とお話したときにこのお話をさせていただいて、一部基幹病院が来て取り壊しになるようなら、そんなものはいらぬではないかという話もあります。

それはそうではない。もしそうだったとしても7年間ある。ですからその間はきちんとやっていたと。そういう意味でということ先生方から大変喜んでいただいておりますし、我々も先生方の思いにこたえられることはきちんとこたえていかなければならないというふうに思いながらやっているつもりであります。

大和病院事務長 1点だけ、今までそういうことをやっていなかったというご指摘なのですが、今までもやっていたのです。やっていただけれどもさっきも言いましたけれども、やり方をそのかたちに合った中に、例えば内視鏡なども洗浄しないではやっていられない。やっているのですけれども、それを一つのかたちの中にはめないとクリアできないので、かたちの中にはめるということですので、その点だけご理解いただきたいと思います。

中沢俊一君 では1万余りある病院の中で2,500ちょっとの病院がこの基準を満たしていると。その基準が段々何ていいますか、スキルアップしてくるものだから、そこに合わせるための今回は投資でやっていくということでしょうか。

大和病院事務長 一つは建物などは、今の建物と昔の建物だともう例えば廊下の幅をこのくらいにしろなどと言ってもだめなのです。ただ、それについてはやはりそういう努力をしている、そういうことに対して考慮しているという点があればいいというものもありますし、それから一つのやはり洗浄室を必ず分けなくてはいけない、分けなくては通らないという部分もあります。そういう今やっているのは、今の建物の中でも考慮して最大限できる、それだったら通るのではないかという部分でやっているということをご理解をいただきたいと思います。

岩野 松君 これと直接関係ない関連なのですけれども、人間ドックの補助が69歳までというふうに市報にありましたし、しているのですけれども、これはどういう理由だったかまずご説明ください。

市民生活部長 国保の人間ドックの補助が、ということのお尋ねでしょうか。それでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)ただ、その年齢が69歳、70歳になると補助が出ないかということについては、今ちょっと調べさせていただいて確認してからお答えさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。すみません。

岩野 松君 実は主に大和病院が市民の人間ドックを多く抱えていると思うのですけれども、その体制なのかななどと思ったのですけれども、旧六日町では年齢を制限しながら人間ドックの補助をしていたのですが、合併してからはそれがなくなってあ、良くなったなという思いだったのがこうなったもので。ちょっと非常にすぐ満杯になるとかそういうのも聞いております。そういうので制限をしたのか。そして申し込めば69歳以上でもしてはくれるということは考えていいのでしょうか。

大和病院事務長 それでは後段の方から。申し込みがあれば70歳代の方もやっておりますし、それは十分可能でございます。前段の人間ドックの体制ということなのですけれどもこの中で今関係しているのは人間ドックの胃カメラの部分なのです。普通人間ドックというのは、カメラはバリウムが基本になっているのですけれども、胃の透視ですね。ただ最近

鼻カメラとかそういうのができまして、非常に楽なのです。そうすると、どうせだったらカメラにしたいというカメラの希望がすごく多くなっているということでございます。今、大和病院では1日25～26人、多いときは30人くらいの直接口から入れるのとか鼻とか、その大和方式とかそういうカメラ対応をしているのですが、その中でやはりドックの関係のカメラが12から13人に限定させてもらわないと、外来で来た人のカメラができないということで非常にカメラが多くなっています。そういうことをご理解いただきたいと思います。

中沢一博君　この病院機能評価ということで改善、修理すると、3,800万円ということで細かい詳細までお聞きさせていただきました。私は改修についてですけれどもいつも気になることがあるのです。それはやはり先ほど事務長もおっしゃったようにプライバシーという部分なのです。私、病院に行っても嫌だなという思いを感じるのは私だけではなくやはり多くの人を感じられるのが、名前をあれだけ多くの、マイクの大きい声で会計のときもそう、呼び出し事務所に行ったら前の呼び出しもそう。誰々何とかさん、フルネームで言われるのです。お、あの人はまた来ているとか、正直言って私は余りいい思いをしていないのです。多くの方からそれをよく聞かれるのですけれども、こういう部分というのはこういう部分に入れないものでしょうか、どうでしょうか。

大和病院事務長　おっしゃるとおりで私どもも今もできる範囲で考慮しております。例えば入院は病棟のところにみんな名前がありますが、それはよく説明をしまして希望の方には名前を外して、あるは今度は入院していることを教えないということもチェックしております。それはやはりプライバシーに関係しますし、ただ、最低限安全の確保のためにはさせてもらいますよということにはしますけれども、それともう一つ外来につきましては、議員さんのところにそういうお話がなかったかもわかりませんが、都合の悪い方はお申し付けをいただければ番号とか何かで、ということで話はしているのですが、徹底されていない部分があるかもわかりません。今後またそういう声を元に徹底をさせていきたいと思っております。

中沢一博君　ありがとうございます。私が知らなかったということで、やはりお年寄りが多いので統一化しないとなかなか面倒だなというのを、私自身も知らなかったという部分もありますので。私もいろいろ市民病院を見た中で、大体どこも今はそういうしていませんね。今おっしゃったように病院の入り口の名前も外しているくらいの状況になってきている。そういうことを感じたときに、やはりもう少し個人情報法ではないけれども、患者さまの視点に立って考えたいというふうに先ほどおっしゃいました。そういうことを考えたときにやはり今後一歩進めていく部分ではないかなと、私は感じるものですから、あえてお聞かせいただきたい次第でございますけれども、お願いしたいと思います。

市民生活部長　先ほど岩野議員さんからの答弁の保留になっておりました。69歳までという考え方ですが、老人保険の制度になったときに、あの当時70歳から老人保険に移行というようなことを、その節目として69歳までの補助でやってきたということです。その点、それ以外はちょっと昔から70歳は老人に移行したということで、国保の補助としては69歳までということです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第70号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第70号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時5分といたします。

(午前11時57分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長 日程第12、第71号議案 財産の取得について(ロータリー除雪車)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第71号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。第66号議案に同じく財産の取得ということでございますので、議会のご同意をお願いしたいものであります。

議案をご覧ください。1の取得する財産の表示でございますが、取得する財産はロータリー除雪車の2.2メートル級であり、台数は2台であります。貸与除雪車でありまして、更新の必要があるものを補助を受けて順次更新させていただくものでございます。2の取得の方法は指名競争入札でございます。3の取得価格は4,368万円でございます。4の契約の相手方は新潟市に所在をいたします株式会社コバリキであります。

7ページをお開きください。ロータリー除雪車の2.2メートル級の仕様書でございますが、1の性能、2の主要諸元。次のページに3の車体、4の除雪装置などが記載されております。11ページはオプション装備でございます。12ページには特記仕様書。13ページが外形参考図でございますのでご覧をいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。入札調書であります。6社の指名をいたしました。1社辞退がございました。6月10日5社の応札の結果、税抜き4,160万円株式会社コバリキの落札ということになったものでございます。落札率が65パーセントでございます。右のページには契約の相手方の概要。戻りまして3ページには物品購入仮契約書の写しを添付してございますのでご覧をいただきたいと存じます。納期は21年10月30日でございます。以上でございますがよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第71号議案 財産の取得について(ロータリー除雪車)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第71号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第72号議案 工事請負契約の締結について(塩沢地区給食センター建設(建築)工事)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第72号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

塩沢中学校に設置する塩沢地区給食センターの工事請負契約につきまして議会のご同意をお願いしたいものであります。本件は平成21年度当初予算におきまして塩沢地区給食センター整備事業として5億2,878万円の継続費、21年度、22年度でございますがお認めをいただいている継続事業でございます。

議案をご覧ください。1の契約の名称でございますが、給食第1号、塩沢地区給食センター建設(建築)工事でございます。2の契約の方法につきましては制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は1億9,950万円でございます。4の契約の相手方でございますが、元店・割田・笛田・山崎特定共同企業体であります。株式会社元店建設、株式会社割田組、株式会社笛田組、株式会社山崎組浦佐営業所の4社による構成でございます。代表者が株式会社元店建設でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。工事の概要でございますが、建築工事一式でございます。3の構造・規模ですが、鉄骨造の2階建でございます。7の建築面積は1,061.32平米。次の8、延床面積が1,277.62平米となっております。9ページに配置図、10ページに1階平面図、11ページに2階平面図、12ページに立面図が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思います。存じます。

7ページに戻っていただきます。入札調書でございます。自主結成による4つの特定共同企業体の参加申請がございまして、6月4日入札の結果、税抜き1億9,000万円で元店・割田・笛田・山崎特定共同企業体の落札となったものでございます。落札率は97.62パーセントでございます。

戻りまして3ページには建設工事請負仮契約書の写しを添付してございますのでご覧をいただきたいと思ます。

なお本件に関連する給食第2号の機械設備工事、これは空調それから衛生の部分でございますが、6企業体の応札がありました。越後交通工業・創和・小野塚管工塩沢地区給食センター建設(機械設備)特定共同企業体が落札率95.96パーセント、1億3,419万円で、また給食第3号の電気設備工事は6企業体の応札がありました。関・小島・阿部特定共同企業体が落札率98.42パーセント、5,124万円で落札をされておりますのでご報告を申し上げます。以上でございますがよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 まず1点、当然いろいろな付帯駐車場の位置とかは移動していくわけですが、その安全方法はどのようなふうになっているのか。

あと裏に自転車置き場があるわけですが、ちょっと昔は確か一番左側の校舎棟Bの左側の方から、この給食センターのところを歩いていったと思うんですね、自転車のところへ行くのは。今度はこれがだめになるわけですね。仮にこちらの方から回って行くにしても道路へ1回出たりするわけですが、そういうときはどのようなふうな指導をしていくのか。右回りで体育館の方をぐるっと回らせるのか。どのようなふうを考えているのかと。

あともう1個、図面が付いているわけです。敷地図面とか。うちは福祉センターでちょっとミスがあったわけですね、強度不足などの数値を間違えた。これを見てぱっと思ったのが9ページなのですが、これの地図が間違えているのです。塩沢交番はこんなところにありますか。あと塩沢農協これもこんなところにはないと思うわけですが、これちょっと私が思うに要は全然、全然前の。これは本体には関係ないかもしれないですが、少なくとも役場の中身の人何人が見ているわけです。そういう中でこれといって小さいと言え、小さい問題かもしれないですが、気付こうと思えば気付かれる問題をスルーしている体制というのは、どのようなふうな。要は福祉センターの教訓が生かされていないのかなというふうには私は思ってしまう点があるのですが、その点、どのようなふうになっているのか。しっかりと私は考え方を聞かないと余り丸したくないなという思いがあるのですが、どうなのでしょう。

学校教育課長 お答えします。バスの件については図面9ページを見ればわかるように、給食センターの両わきに6メートル以上の通路がありますから、竣工をした場合は今までどおりのバスの運行になります。それと自転車の通路については、セミナーハウスと給食センターの間に6メートルの道路がありますから、この道路の部分を使っていただいて自転車は通行できると思っております。

それと3点目のチェック体制ということで、今ほどの交番の位置は本当に間違っております。申し訳なく思っております。ただ、構造計算等のチェックについての心配なのですが、チェック体制が県も国も厳しくなりました。確認申請、それから構造計算のチェックについてはご心配はいらな思いますが、単純なこういう図面上のミスをしたことについては謝



らせていただきます。以上です。

牧野 晶君 私が思っているのが2点。まず一番最初のバスですけれども、正面の芝生広場を削って駐車場にしていくわけですよね。そのところも当然工事していくわけですが、その前がバス亭だったわけで、そのところのそのケアはどういうふうにしていくのかと。

あと自転車も確かにここの通路、セミナーハウスとここの間を歩いていけばいいですが、自転車に乗るときとか降りたとき、校舎からの導線をどういうふう考えているのかと、とどういう指導をしていくのか。(「くぐろうと思えばくぐるでしょう」の声あり)ここはくぐれないでしょう。ここはくぐれましたか。(「続けてください」の声あり)はい。というのをまず。

それとあと地図のイーゼーミスですが、やはり全然、全然見ていない点があるという思いが私にはあるのです。私が議案配付を今日見てぱっと気付くくらいなのだから、本当は気付かなければいけない人が、気付かなければいけないのではないのかなと思いがあるので、これは例えば学校教育課ばかりではなくて、ほかのところにも関係していく問題だと思うのです。そのところをしっかりとどういうふうになっているのかも、考え方を聞かせていただければと思います。

学校教育課長 まずもって図面のチェック不足については私の方の責任だと思っていますので、ほかの課ではこういうことはないと思っています。謝らせていただきます。

それから自転車についてですが、この渡り廊下の部分は下をくぐれませんから自転車を置いたらまた道を戻って歩いていただくということになると思うのです。自転車は冬場以外ですから、歩き方としては自転車を置いたらプールと体育館の間を歩いて玄関に入るということだと思います。

それと駐車場についてはご指摘のように芝生の部分を駐車場に替えました。それで今、既にバス会社等ともチェックをしているのですが、今、越後交通のバスが6台、市のバスが2台ということで6台のバスが行き来しています。そのとき今は全部のバスを一同に会して止めていますもので、我々としてはこの際時間でバスを着けようと。そういうふうな工夫もしようということでバス会社、バスの運転手、学校等と協議しておりますし、私はこれをもって子どもたちにとってかえっていい教育の場になると思っています。

それで26日の日に全校生徒の前でこの建設についてと、バスが今までと違う動きになりますよということは、子どもを巻き込みながら教育の一環としながらこの建設事業を生かしていきたいということで、説明会をもつ予定にしております。以上です。

市長 図面の方のことについては、これはチェックミスですのでおわびを申し上げます。バスにつきましては、私が先般、人権擁護月間か何かで塩沢の中学校に行って、朝ずっとあそこで人権のパンフレットを配布したり、生徒に訓示をしたりしていたのですが、バスは今、南雲課長が触れましたようにいちいちあそこへ止まる。全部何ていいますか順次に入ってきます。ですからあそこに6台なり7台なり止まっているということではなくて、早

く言えば来て降ろしてもう行く。来て降ろして行くということで、全くバスをあそこへ6台駐車させる必要というのは今のところ生じておりませんので大丈夫だと思いますし、また、今言ったように26日ですか、きちんと校内にも徹底するということですので、これは全く問題ないことだと思っております。

牧野 晶君 すみません。帰りが問題だと思うのです。というのは帰りはあそこのところにたまるわけです。バスが来るとね。そこにとまった人をどういうふうに誘導するのか。本当は一発目でこういうふうな言い方をすればよかったですけれども、すみません私も。

それと人間の考えとして、自転車なんてプールの方を通ればいいと言いますが、やはり僕なんてのめしこきなので、多分給食棟の方が近くだから3年生など通ると思うのですね、この左側の玄関の方を。そういうふうな、どういうふうになんと今のところで把握していないということは、しっかりと学校と打ち合わせできているのかと。

図面については見落としがあったのは申し訳ないということで、それはそれでいいのですが、以後ないように。こういうふうなイメージミスをどういうふうにしていくのかもできれば答えていただければよかったですという思いがあるのですが。

学校教育課長 図面の件についてはこれは気を付けます。

それから2点目、先ほど市長が説明したように朝の部分については、止まらないで行くということで、今ご指摘の夕方はそうではないということです。それで我々はその件については、学校、バス会社と協議をしまして、朝のように時間差でバスが極力止まらないような車の動きをしようと。それで学校についても生徒にそういう指導は十分できるということですので、私は大丈夫だと思っております。以上のようなことができるということは自転車についてはそこまで協議をしていなかったのですが、私としては学校と生徒と話し合えば十分自転車についても可能だというふうに考えております。以上です。

松原良道君 市長に1点お尋ねをいたします。今回の一連の契約で、長年地域の建設業の皆さんが地元発注ができなかったということで、今回高額な事業、ほとんど市内の業者が企業体を組んで入札こういう結果が出ている。そのことは私は非常にいいことだと思っております。けれども、保証金に対してですね。高額な事業の場合、今までの条令からいうと請負代金の100分の30以上ということでありまして、これが果たして本当に適切なのかというのは、条令になってはおりますけれども、私は瑕疵担保特約が2年ですがそういったあたりをきちんと工面すれば、請負業者から30パーセント以上の 例えば10億円とすれば3億円ですから、そんな保証金を積ませることが本当に今の時代かというと、入札に入れるという業者を市が決めるわけですから。その点について私はちょっとこれ疑問だと思うのですが、将来的には市長、何か考えはありますか。

市長 これ以前の契約について、実際そういう問題が発生しまして、ただ、契約をしていたものですから、何とか会社の努力と銀行の方の協力でクリアしたことがありました。私もそこまで必要はないだろうということで、これは見直すと。ただ、これはどうか。ここはまだ付いているそうですが、見直すということで今、対応していますのでよろしくお

願いたいします。

宮田俊之君 すみません、先ほどの図面の方のことでちょっとお尋ねします。11ページの方の図面で、これは左の方に会議室とって大きくとってあるわけですが、実際この給食センターの働く方々の設定人数といいますが、どのくらいの職員の方の数を設定しておられるのか。その辺ちょっと教えていただけますか。

学校教育課長 職員については塩沢小学校、塩沢中学校の現状の数を今のところ想定しております。それで人数については12人と、それから半日勤務の方がいますもので13人前後を考えております。

それでこの会議室については職員の会議室のほかに、視察に来た場合、それから子どもたちが現地を見に来た場合、ここからだ下の給食センターが見えますもので、そのような活用もしようと思っております。以上です。

宮田俊之君 わかりました。その左の方も含めてですけども、ここにアレルギーということで対応していただいたりいろいろあるのですが、今のははいわゆる食育の部分でこの施設の活用に使っていくということで、その辺を十二分に考えた上で設計されているということとらえていいのでしょうか。

と申しますのは、とにかく作るだけではなくて、自校方式に近い方がいいということで子どもたちと給食室が近いようにという要望が強くあったわけですが、その辺についてはどのくらい生徒に対する配慮があるのか。その辺もちょっと触れていただけますでしょうか。

学校教育課長 今ほどのご質問のように今は食育の時代ということで、当初は別棟でセンターということを考えていたのですが、より自校に近いということで渡り廊下を付けさせていただきました。そういう意味では研修できる場ということで、先ほどの会議室がありますし、ほかの給食センターと違うのは、ここで炊飯ということで特に塩沢が米どころということで、炊飯施設を外注にしないでここでお米を炊いて出す、という部分が特徴でございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第72号議案 工事請負契約の締結について(塩沢地区給食センター建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第72号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第73号議案 工事請負契約の締結について（大和クリーンセンター水処理施設増設（機械設備）工事）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第73号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。大和クリーンセンター水処理施設増設工事の工事請負契約につきまして議会のご同意をお願いをしたいものであります。本件は水処理施設増設工事として20年度から3年間の総額14億9,600万円の継続費をお認めいただいている部分の継続事業でございます。大和クリーンセンター増設の土木建築工事は平成20年6月定例会において議決をいただきまして、工事を施工中でございます。今回本議案、機械設備及び次の74号議案 電気設備についてご同意をお願いしたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと思えます。1の契約の名称でございますが、公和補第1号、大和クリーンセンター水処理施設増設（機械設備）工事でございます。2の契約の方法は指名競争入札でございます。3の契約金額は2億8,233万2,400円でございます。4の契約の相手方は前澤工業株式会社北関東支店新潟営業所でございます。

8ページをご覧いただきたいと思えます。工事概要でございますが、中ほどの工事の位置付け後段にございますように、処理能力を流入水量以上に向上させておくための機械設備工事ございまして、次にありますように土木建築工事で施工しているオキシデーションディッチ 曝気槽でございますが に散気装置及び攪拌機を1池分、最終沈殿池に汚泥掻寄機2池分とポンプ設備を行うものでございます。その下に主要構成機器が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思えます。

9ページに配置図、10ページに連絡管路平面図、11ページにオキシデーションディッチの平面図、12ページに最終沈殿池断面図が添付されておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

6ページに戻っていただきます。ご覧のように9社の指名をいたしました。6月2日入札の結果、辞退もありまして3社の応札があり、税抜き2億6,888万8,000円で前澤工業株式会社北関東支店新潟営業所の落札となったものでございます。落札率は80パーセントでございます。右側7ページには契約の相手方の概要が記載をされております。

戻りまして3ページには建設工事請負仮契約書の写しを添付してございますのでご覧をいただきたいと存じます。以上でございますがよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

笹木信治君 この入札調書で、辞退がかなりの数あって3社でということなのですが、これは何か事情があってこういうことになったのでしょうか。せっかく指名して参加してきて何でこう大勢が辞退していくのか。落札率はかなりのものですからどうこうということではないのですけれども、これも従来の入札の数値から見るとこれも、これもという感じがし

ますが、当事者として何か感じていることがあったら隠さずひとつ。

総務部長 辞退につきましては、これはそれぞれの会社の事情で辞退をされると思いますので、どういう理由で辞退をされているかは承知をしておりません。結果論的に辞退だというふうに考えております。

それから落札率についてでもございますが、これにつきましても適正な入札チェックをした後の落札率でございますので、これを評価とかその部分についてはやっております。適正のものだと思っております。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

若井達男君 先ほどの29番議員とも関連しますが、この保証金額の件です。30パーセント、100分の30以上というふうになってはいますが、この保証金の保証の仕方は、今どのようなかたちをとられておるわけですか。それをひとつお聞かせください。

総務部長 保証書を提出をしていただくということになっておりますのでお客さまの方で相手方と締結をしていただいて、その保証書を提出いただいているということでございます。

若井達男君 そうするとあくまでも海外取引と同じようにLCみたいなもので、要は紙の取引だということでもいいわけですね。わかりましたが、そうするとそういった30パーセントの金額が一時的にも寝ているということはない。書類上の、さっき言ったこれは対外国との信用取引、海外取引、そういったかたちと同じという解釈の仕方でもいいわけですが。

それとあわせて先ほど市長は、これは数字的には見直しをする必要がある、やっていかなければならないという答弁があったわけですが、これはある程度時期的にはそういったことは考えておりますか。その点をひとつ聞かせください。

市長 先ほどのご質問にもあったとおり、いわゆる3割と言いますと10億円なら3億円。一時的にでもその現金を見せなければならぬわけですね、相手方に。これは非常にやはり厳しい。超大手とか準大手くらいであればそれはわかりませんが、この市内の業者でとてもとても現金を何億円もいつも持っているなどという方は、そういるわけでもないという話も聞いていますので、それはわかりませんが。ですから見直さなければならぬ。

そして見直しについては先般のことでちょっと発覚というか、そういうお話がありましたので、これはどうしようもなかったのですけれども、9月くらいか、8月くらいか・・・(「10月」の声あり)10月入札ごろからはこれを撤廃の方向ということで、それまではそう大掛かりなものは、今のところないような気がしますが、そんな状況ですのでよろしく願いいたします。

若井達男君 一緒に聞けばよかったです。前はちょっとさかのぼって大変失礼ですけども私の勘違いか何かだったのですが、この保証金については銀行保証、そういったものを付けてここに添付して議会議決を得ていたのではなかったかという気がしましたが、今はそういったことはやっていないわけですか。それともやっているけれども、その部分が省かれ

ているか。その辺をひとつお聞かせください。

財政課長 従来はおっしゃるように仮議決の段階で保証をもらった時期もあったのですが、現在は議決後に本契約のあった時点で保証書をもろうという扱いになってございます。以上です。

関 常幸君 私も入札調書の中で笹木議員が話したことと同じ質問なのですが、今この総務部長の回答の中で、会社の事情でわからないというなかたちだとも、そういうことでありますが。普通これを見たときに、辞退がこれだけ起きるとするのは不思議ですよ。普通こう見たときに何かあるのかなというふうに感じるわけですが、そうなったときにどういうふうな理由で辞退になったのかなということは聞いても、私はいいいのではないかなと思うのです。そこらあたりはどうなのでしょう。

例えばこれが入札調書の中で管内の、こんなことはなかなかないと思う事例ですので、しかも私そう思っている。管内の業者があがっていて、もし辞退だなどということになれば、何かあるのかな。たまたま管内の業者ではないにしても、やはりそういう疑義が。疑惑はないのだろうと思いますけれども、そういうことをやはりしっかりととらえておくことも、私は大事ではないかなと思っています。そこらあたりのことはどうなのでしょう。

市長 こういうことは往々にはあるとは申しませんが、やはり特殊な工事、機械、設備というときにやはり生じることがあります。と申しますのは電算なども同じですけれども、もうそういう求められるものが本当に限られた会社しかやっていないとか、あるいはやっても後発メーカーでなかなか技術が追いつかないとか、そういうこともあることだろうという憶測はしておりますけれども。私たちもさっき触れたようになぜだ、なぜだということまで追求はしていませんけれども、一般の工事ではこういうことはほとんどありません。特殊な部分であります。特殊。

そういうことをご理解いただかないと、これはとても私たちがどうもその先の先まで追及ということではできませんし。先ほど笹木議員のときにも触れましたように、では談合かというところではない。そこは確認はきちんとやっていかなければならないと思っています。そういうことだと思っています。

関 常幸君 追求ということでもなくて今、市長と総務部長が言ったことだと私は思うのですが、これからの私どもがしていくためにも、例えば差し支えない中でこういうふうな事情でこうなりましたけれども、どういう事情なのでしょうかね、くらいのソフトな中で聞くことが問題なければ。今回のものについても問題なければ、私は聞いてみてもいいのではないのかなというような気がしました。そのことについてどうでしょう。

総務部長 実は私がまだ7月から入札といいますがを担当する部分になったので、余り詳しくわかりませんので、今の議員の部分については検討させていただくなり、自分でもう一度かみしめてみたいと思っています。

和田英夫君 これは増設工事ですから既に同じような施設が現存しているわけですから。問題は完成後のいわゆるアフターというか維持管理費。これは施設全体はまた専門の維

持管理会社がやっているわけですが、仮に既設の施設の故障、今またここで新設の施設の故障と、もちろんこれは想定されるわけです。その辺はどうなりますか。やはり作ったメーカーがある程度のスパンは、修理なりそれを責任を持つと、こういうことになると思うのです。そういう意識でいいわけですか。既設の作ったメーカーと、今ここで入札されたメーカーが完成後の今度は稼働中のいわゆる　もちろん共通部分もあるわけですがけれども、またその辺はどういうふうに私どもは解釈すればいいのか。その後の維持管理の施工業者とのつながり。これはどういうふうになりますか。

下水道課長　　ただいまの質問ですけれども、当然ながら私どもの方は全部で農集だけで11処理場、ほかを含めると15処理場を持っているわけですがけれども、当然ながら建設を行った後の瑕疵担保期間については、請負者の方で責任を持つと。まあ保証の内容によります。それを調べてからになりますけれども、通常の瑕疵担保の範囲の中身のものについては、施工業者の方で責任を持つというかたちになります。

あとは一般的な管理は環境とかいろいろ六水とか分かれて維持管理をお願いしている部分がございますので、そちらの方で調査して私どもの方へ報告があがってくるわけです。その内容を見まして機械によっては、その会社でなければ修理できないというものもございませし、一般的なポンプについてはこの辺のポンプ屋さん、電気屋さんでできるものもございませす。その辺を見極めながら基本的にはどなたでもしていただけるという方向で、前提でまずは考えますけれども、特殊なものについてはその専門業者の方をお願いするというかたちになります。以上です。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第73号議案　工事請負契約の締結について（大和クリーンセンター水処理施設増設（機械設備）工事）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第73号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第15、第74号議案　工事請負契約の締結について（大和クリーンセンター水処理施設増設（電気設備）工事）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長　　第74号議案　工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。先ほど

の第73号議案に同じく大和クリーンセンター水処理施設増設工事のご同意をお願いしたいものでございます。本件は水処理施設増設工事にかかる電気設備の部分であります。

議案をご覧ください。1の契約の名称でございますが、公和補第2号、大和クリーンセンター水処理施設増設（電気設備）工事でございます。2の契約の方法は指名競争入札でございます。3の契約金額は3億345万円でございます。4の契約の相手方は株式会社日立製作所新潟支店でございます。

8ページをお開きください。工事概要でございますが、中ほどにありますようにオキシデーションディッチ、曝気槽1池分の電気計装設備一式と最終沈殿池2池分の電気計装設備一式、それから中央監視制御設備一式を施工をするものでございます。その下に主要構成機器が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思います。9ページに全体配置図、10ページに管理棟配線図、11ページに水処理管導配線図、12ページに監視操作機計装盤外形図が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

6ページに戻っていただきまして入札調書でございます。ご覧のように6月12日入札の結果、税抜きで2億8,900万円株式会社日立製作所新潟支店の落札となったものでございます。落札率は92.8パーセントでございます。右側7ページに契約の相手方の概要が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思います。戻りまして3ページには建設工事請負仮契約書の写しを添付しておりますのでご覧をいただきたいと思いますが、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第74号議案 工事請負契約の締結について（大和クリーンセンター水処理施設増設（電気設備）工事）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第74号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、発議第7号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

角谷英一君 発議7号の南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてであります、こ



の改正は先般決めていただきました議員定数の変更により改正をするものであります。

3 ページ目の新旧対照表がありますので新旧対照表のとおり、今までは30名でありましたので3 常任委員会が10人ずつでありましたが、26名という定数になりますので改正案としては総務文教委員会9人、産業建設委員会8人、社会厚生委員会9人とこういうことにしたいと思います。

それからもう1点、第4条の議会運営委員会の委員の定数は、今までは10名でありましたが8名とする案でございますが、よろしくご審議願いたいと思います。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第7号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、発議第8号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

南雲淳一郎君 発議第8号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出について、提案理由説明をいたします。

昨今の社会では子どもたちをめぐる問題、すなわちいじめ、不登校、登校拒否、暴力行為など複雑で深刻な問題が多発をしています。これらを解決するためには一人一人の子どもへのきめ細やかな教育が極めて重要であると言われております。これに対して「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」では、都道府県の裁量で学級編成の基準の引き下げも可能となっておりますが、小中学校の学級編成基準は30数年前と同じ1学級40人となっております。

新潟県におきましては小学校1年生に限って32人の学級編成を県独自の施策として実施をしています。しかしながら厳しい財政状況からして、小中学校全学年で実施するに至っていませんことは各位ご承知のとおりであります。

この解決のためには、国が、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、1学級30人以下の適正な教育環境をつくり、教職員を配置することが最も重要であります。また近年、特別支援教育、健康教育の充実、読書教育の推進なども大きな課題となっています。これらの教育的課題を解決するためには、厳しい財政状況の中、多くの市町村が独自に介助員あるいは指導員などを配置をしています。本来はこうした分野の教育を推進するためには、国が国の法律を改正し、適正に教職員を配置すべきであります。

一方、義務教育費国庫負担制度については2005年度の中央教育審議会が義務教育の機会均等と水準の維持向上を図ることは、国の存立にかかわる最も重要な基本政策であり現行2分の1国庫負担制度は、今後も維持されるべきという答申を出したにも関わらず、2006年度予算編成から国庫負担率は3分の1に引き下がっているところであります。

全国の子どもたちに等しく教育を受ける権利を保障するためには、義務教育国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元が何としても必要であると考え、意見書を提出するものであります。全員の皆さまのご賛同をお願いいたします。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第8号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

笹木信治君 発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について提案理由の説明を述べさせていただきます。

ご承知のようにこの最低賃金、現下の経済不況の中で単に賃金の底上げをするというだけでなく、最低賃金を上げることによって地域経済のやはり消費意欲を盛んにし、地域経済を活性化するというふうに言われております。特にこの低所得者層では賃金の大半を消費しな

ければ生活できないわけでありまして、最も消費が進むと言われております。こうした格差社会の解消という意味でも、この貧困層の所得保障、これが今具体的にやるとすれば最低賃金の引き上げ、これが一番大きな効果があると思うわけでありまして、昨年の引き上げでは平均で16円ということでありまして、それが大きな効果を上げるには至っていないのであります。

この最低賃金が生活保護基準よりも低いということから、大きなやはり世論を喚起してこれを上げるべきだという国内の世論もあるわけでありまして。こうしたことをとらえてぜひともこの最低賃金を大幅に引き上げる、そのことが今、日本経済が景気回復と、この不況から脱却するという意味においても重要な意味をもつのではないでかと思うわけでありまして。

国のこの景気対策、特に労働者の賃金にかかわる部分では、具体的な財政出動はありません。企業には雇用対策として様々な施策がありまして、企業の支払う賃金保証などはやられているようですが、労働者に直接の支援はまことにないわけでありまして。

例えば失業保険にいたしましても前は6カ月で資格が取得できたのでありまして、それを12カ月にする。そのことからこの大量の首切り時代に失業保険をもらえない労働者が増大しているわけでありまして。失業保険会計では6兆円もの金が、余っているという言い方はおかしいかも知れませんが有効に使われていないという実態があるわけでありまして、私はこうした労働者の待遇改善、地方経済の活性化という面からも、この最低賃金の引き上げをすべきであるとする本意見書。ぜひとも南魚沼市議会でご審議の上採択して、提出をしていただく。そのことがやはり地方経済や労働者の生活改善に、大きな役割を果たすと確信しております。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

若井達男君 発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出については、私は反対の立場で討論をいたします。

この意見書の提出につきましては前段としまして、今日午前中、委員長報告のもとに議論されたところであります。そうした中、賛成討論もあったわけですが、私も基本的にはこの最低賃金はやはり高い方がいいと、そういった観点は常に持っております。そしてこの午前中の賛成討論の中にはクローズアップ現代の、そのときの状況がこの議場で披露されておりました。私もこの番組は見ておりました。しかし、あの12万円というのは一つの数カ月のかたちを12万円で生活をしたとき、果たしてどんなものでしょうかというような状況からの放映となっておったと見ております。確かに12万円でこの1カ月の生活は厳しいものでございます。その上をいく生活保護費にしてても13万円から、年130万円から

170万円くらいというのが出ておるわけです。確かにそれが都会の厳しい労働賃金の中の高い家賃、高い生活費それそのものは今の状況であれば私もうなずけるところではあります。しかし、このときも企業側のやはり厳しい意見も出てきております。これを最低賃金をアップしてこの就業者、労働者にこれを法律だと財産権の侵害だということ請求をされたとき、果たして企業として会社として持ちこたえるだろうかという、そういった厳しくもあり切ない経営者の立場も出ております。

今、提出者の説明もありましたが、すべて日本は大企業ではないのです。すべて企業利益が出ているわけではないのです。やはり中小企業が多くなしておるわけですので、この時期に対しまして一律1,000円、これはやはりましてこの賃金格差は地方によって所得格差があります。賃金格差があります。そういう中を一律1,000円で果たして本当に零細中小企業、地方企業がもつか。元も子もなくなると、私はそのように考えておりますのでやはりこれは時期を見た中で徐々に上げていくと。

そしてあわせて全国一律ではないと。やはりそれぞれの都道府県、地域に合った最低賃金を制定するということだということふうに私は考えております。以上で私はこの発議第9号につきまして意見書の提出については反対でございます。大勢の皆さんのご賛同をお願いします。

議長 次に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

最低賃金は企業などがこれ以下の賃金で雇って働かせてはならないという歯止めの制度でありまして、正社員そしてパート、アルバイトそして派遣労働者、請負社員、すべての労働者が適用の対象になるわけです。そうは言ってもかつては最低賃金は、例えばちょっと言葉が悪いかもしれませんが、夫の被扶養の範囲内で働く場合そこそこに都合がいい、そこそこのいい賃金。例えばもう一つは学生の仕送りの不足分を補うために我慢できる金額でよかった、というふうな面もあったわけです。ところがこのところの企業はコストを抑えるために、非正規そしてまた派遣労働者を中心に企業活動を回すほどの雇用形態が変わって、今はそういうわけにはいかないというのが実態であります。

したがって最低賃金の意味合いも変わってきております。結果として先ほど来話が出ていますけれども、年間の収入が200万円以下で働く貧困層と言われるワーキングプアを、これほど生み出してしまったのかなというふうに思うわけであります。

そこで、国の方も最低賃金法の改正を行いまして、生活保護基準の整合性とか小規模事業所の高卒初任給との均衡とか、そういうところを考慮していく方針で今、動いているわけがあります。今、各県の最低賃金の平均は703円であります。これは先ほど言いましたように高卒初任給の時間あたりの単価にすれば、まだまだ低いわけがあります。この文章の中に入れております高いところの766円というのは、多分東京、神奈川県だと思っておりますけれども、そこを8時間22日で12カ月で計算しますと、高いところでも年間161万円とい

うことになります。これはいただく金額ですのでそこから可処分のところにはもっと減るわけなのですけれども。

新潟県は669円でありますのでそういう計算をしますと年間141万円ということになります。1,000円で一律という話が出ていますが、そういう計算ですと年間211万円くらいになるというようなことで、そういうところから一律その貧困層にといわれる200万円というところの数字が出てきたのかなというふうな私は気がしているわけでありまして。

確かに先ほど言いましたように地方の中小企業の経営が心配だというふうなことも、私も理解できないわけではありませんが、そうかと言ってもそのところは生産性の向上などで何とか乗り切っていたかなければならないというふうに私は思います。それは生活保護並み、もしくはそれ以下に賃金を抑えなければ経営が成り立たないということであれば、それ自体のところにはやはりちょっと問題があることもある、というふうに思いまして、最低賃金の話を中心にそういうところに転化をするべきではないかなというふうに私は感じますので、この意見書の提出については賛成をしたいと思います。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 原案に反対者の発言を許します。

中沢俊一君 同じ会派で反対討論、賛成討論を繰り返すのはどうかと思いますけれども、一言考えを述べさせていただきたいと思っております。

賛否同数で議長裁決ということで、微妙な課題であることは確かでございます。グローバル化が進みましていき過ぎたお金の、あるいは信用取引の流通。これが今回の大不況の原因になりました。まさにこれはグローバル化の弊害であるわけでありまして、もう一つこの労賃の方だけは、労働の方だけはこれはやはりとどまるところを知らないと思います。安い国の方へ労働の需要は流れていく。

そうした背景がある中で仮に1,000円になったとしましょう。日本の企業の中ではどうなるか。まず、機械化が進みます。667円という中心地の今の最低賃金を問えば1,000円になるということは、5割アップするということでありまして、5割アップ。そうすればまず機械化が進みます。それができなかったような部分であれば研修生という名を借りた外国人の流入がもっと強化されます。それにも頼れなかった企業は、まあまあ空洞化と言えは聞こえはいいですが、海外に逃げるなり廃業になるわけでありまして。やっここで景気が底を打つ兆しが見えてきた。ところが雇用は戻りません、こうなれば。

さて、もう一つワーキングプアの大きな理由というのは、やはり非正規雇用であります。3人に一人が非正規雇用。どんどん膨らんできた。本当に日本経済が強かった一つの原因は、労使の関係が明日もちゃんとここで働ける。今は苦しくてボーナスが少ないけれども、がんばればボーナスが入ってくる。そういう信頼感と安定感があった。私はやはりもう1回この雇用の非正規と正規の今の関係を、もう少し昔に戻すという法律の改正を行いながら、安定した雇用、まずこれを確保した中でもう1回日本の経営の強みを試してみるべきではないか。

最低賃金とこの雇用の安定、同時に法制化を図ってみれば、これはやはり企業がなくなっていきません。どちらをとるかという、もう1回正規雇用の方へ回復する、そういう施策をとりながら、時間をかけながら、辛抱しながら日本経済の雇用を確保していく。そしてワーキングプアを解消していく。私はその方が近道だと思っております。全員とは申しません。たった一人のこの賛成があれば結果が出るわけでありまして。もう1回考察をお願いいたします。

議長 次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

念のため確認をさせていただきますけれども、本案の原案のとおり決定することに反対の諸君の起立を求めます。

(反対者起立)

採決の結果、賛成反対同数でございます。よって地方自治法第161条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

議長 発議第9号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出については、議長は可決と裁決いたします。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

南雲淳一郎君 発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出についての提案理由説明をいたします。

本意見書は陳情第2号により提出を求められたものであります。2000年5月核保有5カ国は、自国の核兵器の完全廃絶を約束しました。しかしいまだに約束は守られていません。しかも、北朝鮮の核実験に見られるように、核拡散の危険も現実のものとなっています。こうした状況を打破するために、被爆国である日本政府は核兵器の廃絶の提唱、促進と、非核三原則の厳守を改めて国連総会や国会などで宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものであります。

また、各位ご承知のように平成17年6月南魚沼市議会におきまして南魚沼市非核平和宣言に関する議決が可決されました。これを受け南魚沼市においては、南魚沼市非核平和宣言を行い、核兵器廃絶と非核三原則の遵守を宣言しています。私が提出をいたしました意見書及びこの宣言は、目指すところは同じであると考えております。全員の皆さんの賛成をお願い

い申し上げます。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第10号「非核日本宣言」を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 ここでちょっと市長の方から発言を求められております。(「休憩を」の声あり) ちょっと休憩をさせていただきます。休憩いたします。再開は2時30分といたします。

(午後2時16分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時30分)

議長 日程第20、発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

寺口智彦君 発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出についてであります。

先ほど休憩中に市長の方から危惧というお話も伺いましたが、私はこの意見書の提出についてそこに示されている5つについて、やはり地方にとって必要な道路は、地方にそこに住んでいる人たちが国に対してもはっきりと意見を述べる、こういう道路をつくってもらいたいのだ。そういうところが今は認められていない。そういう中での国の直轄事業というのはいかなるものかという思いでの意見書の提出であります。

5つの項目が挙げられておりますが、まず1番目に国はやはり地方に対して説明責任を果たしていただきたい。経費の明細についても国が負担すべきもの、地方が負担すべきものという明確な線引きをやはり地方との協議の中で決めていくべきであろうと、そういうものであります。

2つ目の事業の実施に至っては事前協議制度を導入すると。これがやはり地方に住んでいるものにとって自分のところにできる道路でありますから、こういう道路をつくってもらいたいということについて事前に協議をするということが私は必要であると思っております。

それから維持管理費にかかわる負担金でありますけれども、本来はその管理の水準という

のを決めるのは国でありますから、そうなれば国が負担すべきであろうと私は思っております。維持管理費にかかるこの部分については、地方が負担をするということはやはり止めるべきであろうというふうに思っております。そして地方が担うべき事業はどこまでなのか。国が担うべき事業はどこまでなのか。その権限と財源とをお互いに協議をして、税源移譲を含めて地方にお願いをするものはお願いをしていくと。当然税源移譲が伴わなければ先ほど市長が表明したような自体が発生すると私は思っております。税源移譲を伴う、これが地方分権の流れであるというふうに私は思っております。

最後に国と地方の役割。財政負担の在り方。ここに尽きると思います。この部分について役割分担を明確にした上で最終的には国直轄事業負担金制度は廃止すべきであろうと思っております。これは国の直轄事業そのものを止めると言っているのではありません。地方分権改革推進委員会の中でも今年の4月の24日に意見を公表しております。その流れの中でも維持管理費にかかわる負担金については廃止すべきであると、こうはっきりと明言しております。

国と地方が対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行っていく。それが地方分権の流れであると、こういうふうに言っております。泉田新潟県知事が北陸新幹線についての負担金について異議を申しました。それに対して国の方からも回答がまいりました。5月29日にあったそうであります。その開示状況を見ますと平成20年度分の実績見込額の内訳が、5つの項目に分かれています。事業別路線ごとの工事内訳と事業内容については、北陸地方整備局名で開示されております。業務取扱費の内訳、職階別職員数、庁費により50万円以上の備品取得実績、営繕宿舍費の事業内容、この4項目については関東地方整備局名で内訳は提示されております。

しかしながら新潟県の評価といたしましては、業務取扱費、人件費と事務費の部分であります。この詳細な積算内訳は不明のままです。さらには個々の費目の水準が適切であるかどうかを判断しようにもその資料がないという。車両費については項目すらもないという、こういう内容でありました。

さらに県民にとって受益のない庁舎、宿舍費、退職手当等が含まれて直轄事業における業務取扱費の比率が高い傾向にある。これは地方負担額の約7.4から7.5パーセントになるそうであります。

これらを鑑みまして地方に負担金を課す範囲については、地方の考え方が十分反映できる仕組みに改めるよう求めると。これが新潟県の今の考えであります。私は国の直轄事業そのものをなくせと言っているのではありません。国が国として責任をもってやる部分、地方は地方として責任をもってやる部分、その部分についてははっきりと線引きをして、地方がやるべきものについては当然税源移譲、税源移譲を伴わなければ財源が足りません。税源移譲を伴うようなかたちでの地方と国とのはっきりした責任分担の明確化。これを求めていこうというのがこの意見書の提出の趣旨であります。

議 長 質疑を行います。



中沢俊一君 市長から行政側としてのお考えを聞きました。全くそういうことは自分は知らなかったものですからなるほどなと思って聞いていましたが、そういう中で提出者にちょっと聞きたいと思っております。地方分権改革推進委員会、これがこの負担金に関する意見においては廃止を打ち出したと。こう思っていいわけでしょうけれども、ここにあれですか何か附帯してこういう条件の下でということ。これをもう一度我々にもわかりやすく、そうしても差し支えないのだということによって廃止をしたわけでしょうから、もう少しわかりやすく説明してください。

寺口智彦君 4月24日に明示されました地方分権改革推進委員会の中では、負担金の在り方の見直しということについて維持管理費にかかわる負担金については廃止すべきである。維持管理費用というのは、維持管理に責任を負うものが負担することが原則でなければならない。ただ、整備費については国の直轄事業の範囲を、国が責任を負うべき最小限のものに限定することを前提にする。前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点、及び節度ある直轄事業の採択実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきであるというふうになっております。さらに負担金の見直しにあっては国と地方とが対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行うべきであるというふうに書いてあります。

議長 ほかにありませんか。

笠原喜一郎君 この中に地方6団体を始め地方の側から、かねてから国直轄事業負担金の縮減、廃止や現行制度の早急な改善を求めることが要求されというような部分がありますけれども、地方6団体はこの方向で進んでいると、進みたいというようなことで、この文言からすると理解してよろしいわけでしょうか。

寺口智彦君 私はそのように理解をしております。

議長 ほかにありませんか。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。原案に反対者。

若井達男君 発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出について反対の立場で討論いたします。

国の直轄事業の負担金問題は新潟県のトップをしても確かに発言があり、またこれらも報道されているところです。しかし、これらの報道を詳しく新聞報道等を私たちがチェックしたときには、先ほどどなたか休憩中にお話があったかと思うように、やはり国の直轄事業については都道府県に負担がありますよと。そしてその都道府県の負担には当然のことながら自治体市町村にもありますよと。こういうことはきちんと明確に報道されております。

そして私どもこの市町村のやはりその一番の受益者はだれでしょう。これは市民なのです。この市民が一番強い要望をもって市道改良、市道新設、できることならば改良でない新設していただきたいと。県道改良においても全くなかなか遅々として進まない。私ども城内地域

を見ましても城内焼野線は新たなる事業認可さえ見えてこない。こういったときにこういう直轄事業そのものができることならば、これも地方の負担がなくて済むことであれば当然のことながらこれはないに超したことはないのです。

しかしながらこれが国の直轄事業についてはやはりそれなりの関係自治体、新潟県は県の負担をします。まして北陸新幹線につきましては新潟県は関係ない県ではないのです。私も2014年問題ということでここで一般質問をさせていただきました。停車駅までできるわけなのです。そういったところを知らないでは済まないのです。

そしてそういうことが表に出て議論されたときに一番心配してくるのがその沿線住民、新潟県民なのです。そういうことで私はこれを意見書を提出したというときに、やはりこの先にあるこの次の発議の12号で出てくると思いますが、今、私どもが大きな課題としてのしかかってきております17号線浦佐バイパス。これはもう口を開けば基幹病院、基幹病院というのが付いて回っております。また隣の魚沼市におきましては工場団地、工場団地。そしてB/Cでこれらははじくものではないと、そういった信念のもとに今、一生懸命活動しているところであります。

そんなことで私はこれについては、ぜひともこの意見書を否決をして出すべきではないというふうに強くこの壇上より皆さん方をお願いして反対討論といたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出について賛成する立場から討論させていただきます。

先ほどの28番議員の討論がありました。私もそのとおりだと思っております。やはりこの地域は国の予算なしではやっていられないと。もちろんそれはどこの地方団体の人はわかっています。そうした中、今回でも地方の新潟県を始め地方の県は、この許可事業に対して非常に今疑問を抱いております。これはもう皆さんも承知だと思っております。私は今回にこれに提出者が出した文面がありますが、一番の重点的なものは2番と4番でございます。先ほど提出者がお話していました。すべての直轄に反対ではないのだと。やはりこの地域から、この地方からできるだけ地方分権の今やっている中で、少しでも改革の進んでいる中で、少しでも我々地域でされることは、やはり自分たちのものを予算をいただいて自分たちでするものはしていくと。

そういったところをこの地方の市議会議員はやはりきちんと明確にして要望していくと。私はそれが一番求められるのではないかなと思っております。ただすべて国、県のお任せではなく、できるだけ私たちの地域ができるものはすると。そういったことをちゃんとこうして明記してありますので、それはやはりこういったところで今回はそれを改善していこうということでもありますので、決して無理にすべてをぱっと反対だとかそういうことではない。少しでも改善をしながら進んでいこうということでもありますので、それはそれでやはりしていくべきだと思っております。

そして4番目の地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ十分に委譲した上で地方は自

らの判断で自主的、主体的に事業を実施できるようにしていこうということでもありますから、何らこれを反対することではないと私はそう思っています。そういった意味からこういったことについては賛成すべきだということでもって、賛成討論させていただきました。どうかよろしくお願いいいたします。

(「廃止と書いてある、廃止と」「廃止だけれども」「議事進行」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

19番、笛木信治君はどちらの反対の方ですか、賛成ですか。原案に反対者の討論はありませんか。反対者なし。それでは賛成者の発言を許します。

笛木信治君 私はこの国直轄事業負担金の廃止のこの意見書の中には、やはり大きく2つの問題があると思います。賛成できる部分。これはいわゆる会計が不明りょう。いろいろ国の職員の宿泊代まで世話しているというような話が報道されています。確かにそうした部分があるわけで、そういうそのあしき慣例がいっぱいこの中に入っているわけです。そういうものを廃止していくということには大賛成なのです。

しかし、これはそうしたものの全部、全部の廃止をこの意見書は求めているわけです。私はそれぞれの県におけるあるいは市町村における国営の事業が全くその地方の負担なしという場合には、やはり全国的に見た場合不公平が出てくると思うのです。その事業を取り組んでいない市町村、あるいは県、取り組む市町村とある。そうしたことからやはり純然たる工事費に対する応分の負担はあってもいいのではないかと。税金ですからね。あってもいいのではないかと考えます。しかし、その内容は昨今報道されているようにでたらめきわまるわけで、その点では廃止すべきだというこの意見書に賛成なのです。

もう一つは、私は別に泉田知事の支持者ではありませんが、国に物言う知事の態度に賛成なのです。やはり地方の首長が国に対して物を言う。これは非常に大事なことです。地方政治を語れば当然国政に行き当たるわけで、これを私はその点は評価しておりますので、意見書とは内容はちょっと違うかもしれませんが、そうしたことはいろいろ事情があってこれには消極的に賛成しようではないかということにしました。したがって私は賛成者のそこに名前を連ねておりませんが、そういう意味合いで討論に立たせていただきました。以上です。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出について。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

念のため確認をさせていただきます。本案は原案のとおり決定することに反対の諸君の起立を求めます。

(反対者起立)

採決の結果、同数でございました。よって地方自治法第161条第1項の規定により、議

長が本案に対して裁決をいたします。

議長 発議第11号 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに反対をいたします。よって発議第11号は否決されました。

題目にないので何と言っていいか。失礼をいたしました。

議長 日程第21、発議第12号 一般国道17号浦佐バイパスの事業凍結に対する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

樋口和人君 それでは発議第12号 一般国道17号浦佐バイパスの事業凍結に対する意見書の提出について提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどと、まるで正反対で進めてくれという話になるわけでありますけれども、皆さんご承知のとおりこの一般国道17号浦佐バイパスは、南魚沼市市野江甲から魚沼市虫野間の延長6.6キロメートルのバイパス事業であります。市街地の交通混雑や冬季の除雪障害をなくすために計画をされたものであります。

また、この浦佐バイパスの周辺にはゆきぐに大和病院があり救急車等の搬送時間短縮が期待されること。そして浦佐バイパスのルート上のうち魚野川右岸から水無川左岸の間ではバイパスを挟むかたちで奥只見リクリエーション都市公園が広がっています。さらに魚沼市側では水の里工業団地が計画され、経済の発展とそれを担う物流の幹線道路としても期待されているところであります。

また、この事業につきましては昭和63年度に事業着手をし、平成5年度に用地買収に着手、その後平成9年度より工事にかかり、事業着手からは既に21年という年月が経過しているところであります。また、全体事業費は221億円。そしてこの計画延長6.6キロメートルのうち1.12キロメートルにつきましては平成13年の3月に供用開始となり、残りの区間についてもほぼ用地買収が終わり、これまでの事業費が約103億円かかっているといったことであります。

こういった南魚沼市、魚沼市両市の市民の大きな期待を担った事業でありますけれども、国の直轄事業の見直しにおいてB/Cいわゆる費用便益比の点検結果が0.9だった。そして21年度の事業執行を見合わせる事が本年3月31日に発表になりました。この費用便益比についてでありますけれども、これが1以上であれば費用より便益の方が上回る事業として効果があるとする仕様であります。

これを浦佐バイパスに当てはめてみますと、まずC、コストでありますけれども、いわゆる費用です。具体的に浦佐バイパスでありますけれども、どうも具体的には事業費の221億円と維持管理費の19億円を合わせて239億円となりますがこれを分母といたします。そしてB、ベネフィットですけれども、こちらが便益であります。走行時間短縮便益が191億円。走行経費減少便益、燃料代といったようなことになるわけですが、これが27億円。そして交通事故の減少便益、これが2,600万円の合わせて大体219億円。これを分子として得られた数値が0.9となるわけであります。

しかし、私どものこの地域ではこの浦佐バイパスには先ほども触れましたように、除雪障害を軽減することや救急車で病人の搬送など、従来のB/Cでは表しきれない命の道路としての期待と希望が託されています。また、事業着手から21年という長い時間の経過の中で大切な土地を提供していただいた方々や、この工事によって下水などの社会資本の整備が遅れることにも耐えていただいている皆さんのその気持ち。これはこの命の道路を一刻も早く完成させたい。その一身だと強く感じているところであります。そういった方々の尊い気持ち、これに思いを寄せたとき、この事業凍結といった処置には本当に釈然としない気持ちであります。

昨日、四国、沖縄のこの同様の道路の、同様のこの事業の見直し、凍結をされていた事業の再開が決定したそうでありますけれども、この一般国道17号浦佐バイパスの事業凍結につきましても1日も早い事業再開を求めているところであります。

こういった理由によりまして地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に対して別紙意見書の提出をするものであります。ぜひ、全員の皆さんからご賛同いただくことをお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

議長 質疑を行います。

松原良道君 提出者にちょっと伺いますが、今ほどの発議第11号の提出者、賛成者、そして今の12号の賛成者。委員会付託ですから・・・(「委員会付託ではない」の声あり) 議員発議ですから委員長にあれですけれども、私の中では直轄事業、さっきの発議11号とこれは全く相反する行為だと私は思っているのです。私の中では。これが一体でなければならぬと思って、一体でなくてまるで逆でなければならぬと思っていますが、そのことについて発議11号の提出者賛成者の皆さんからどんな意見が出ましたか。

樋口和人君 そのことにつきましては大変意見といたしますか、ぜひ進めるよう、ということここでここにある賛成者の方については意見一致をみているところであります。

議長 ほかにありませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第12号 一般国道17号浦佐バイパスの事業凍結に対する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第13号 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

角谷英一君 発議第13号の朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議を提案いたします。

非核平和都市宣言をしている南魚沼市は、非核三原則の遵守と世界恒久平和を市民共通の願いとしております。朝鮮民主主義人民共和国は国連決議や6カ国協議合意を尊重して速やかに核開発を中止すべきであり、南魚沼市議会は今回の核実験に対して強く抗議をするものであります。以上、決議をしたいと思っております。よろしくご審議ください。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第13号 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

議長 お諮りいたします。会議規則第159条の規定によりお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに

決定いたしました。

議 長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成21年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦勞さまでした。

(午後3時06分)